
新宿区環境マネジメントマニュアル

～環境法令編～

第 1 版（令和 6 年 6 月修正）

新 宿 区

はじめに

1 環境法令の遵守について

区の事務事業の中には、エネルギーの使用、廃棄物の処理、排水・排気、騒音、化学物質の使用や保管など環境負荷を及ぼすものがあり、それらの中には環境関連の法律や条例などによって、具体的な遵守義務が課されているものがあります。これらは、環境保全や環境汚染防止を目的としたものであり、適切に遵守をしていかなければなりません。

本書は、各課・各施設において、該当有無の確認や、実際の遵守活動の際に参照することを目的として作成しており、区が遵守すべき環境法令のうち、緊急時に人体や周囲の環境、地球環境に影響を及ぼすリスクが特に高いと考えられるものや、多くの施設に該当すると考えられるものについて、環境法令への該当条件や具体的な遵守事項についてを分かりやすくまとめたものです。なお、本書に掲載されていない環境法令の適用を受ける場合がありますので、各課・各施設でも情報収集に努め、遵守漏れのないようお願いします。

2 危機管理について

本書に掲載された機器等やその他化学物質を取り扱う施設等は、地震や火災の他、事故や人為ミス等により、人体へのばく露による健康被害や環境中への漏えいなどによる環境汚染を引き起こす可能性があります。そのため、日ごろからの飛散・漏えい防止対策を徹底するとともに、飛散・漏えい時には被害を最小限に抑えるための対応を適切かつ速やかに行うことが非常に重要となります。

危機管理を徹底させるためには、考える緊急事態を想定した上で、応急処置の手順及び連絡体制等を記載した対応手順書を作成するとともに、手順について定期的に訓練を行い実際の緊急事態に速やかに対応できるようにしておくことが重要です。また、訓練により対応手順書に問題が発見された場合は更新する等、常に実際に役に立つものとしておくことが大切です。

(参考)

- ・「PCBの飛散等による事故が発生したときの措置について」(東京都環境局ホームページ)
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/proper_storage/measure_accident.html
- ・「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省ホームページ)
https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html
- ・「毒物・劇物の取扱い、保管・管理の手引き」(東京都福祉保健局ホームページ)
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/mizenni/tebiki.html
- ・「毒物劇物による事故の際の措置」(東京都福祉保健局ホームページ)
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/mizenni/jiko.html
- ・「化学物質を取り扱う事業者の災害対策について」(東京都環境局ホームページ)
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html>

目次

項目名	設備等	環境法令	ページ番号
業務用フロン使用機器の管理	業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器	フロン排出抑制法	1
毒物・劇物の管理	薬品	毒物及び劇物取締法	9
危険物・少量危険物の管理	燃料保管庫 (重油・軽油・ガソリン等)	消防法 東京都火災予防条例	13
吹付けアスベストの管理	吹付けアスベスト使用建材	吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針 大気汚染防止法 環境確保条例	20
P C B 廃棄物及び P C B 使用機器の管理	P C B 含有コンデンサ、トランス、蛍光灯安定器等	P C B 特別措置法 廃棄物処理法	25
廃棄物の処理	産業廃棄物（廃プラ・金属くず・ガラス屑・汚泥・注射針等）	廃棄物処理法 東京都廃棄物条例	30
ばい煙等の発生抑制	冷温水発生機	大気汚染防止法 東京都環境確保条例	40
騒音の管理	冷却塔・空調機(AHU)・送風機	騒音規制法	46
家電の処分	エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機	家電リサイクル法	51
排水の適正処理	下水道	下水道法	55
自動車・駐車場の管理	自動車・駐車場	自動車リサイクル法 東京都環境確保条例	61

1. 新宿区環境マネジメントの重点項目に該当する環境法令

目名	業務用フロン使用機器の管理	設備等
		業務用エアコン 業務用冷凍冷蔵機器

適用法令

フロン排出抑制法

概要

エアコンや冷凍冷蔵機器は、業務用として製造されたものと家庭用として製造されたもので適用を受ける法律がそれぞれ異なります。冷媒ガスにフロン類が使用されている業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵機器は「フロン排出抑制法」、家庭用は「家電リサイクル法」の適用を受けます。

フロン排出抑制法対象機器

業務用エアコン（例）



冷水器（例）



業務用冷蔵庫（例）



家電リサイクル法対象機器

家庭用冷蔵庫（例）



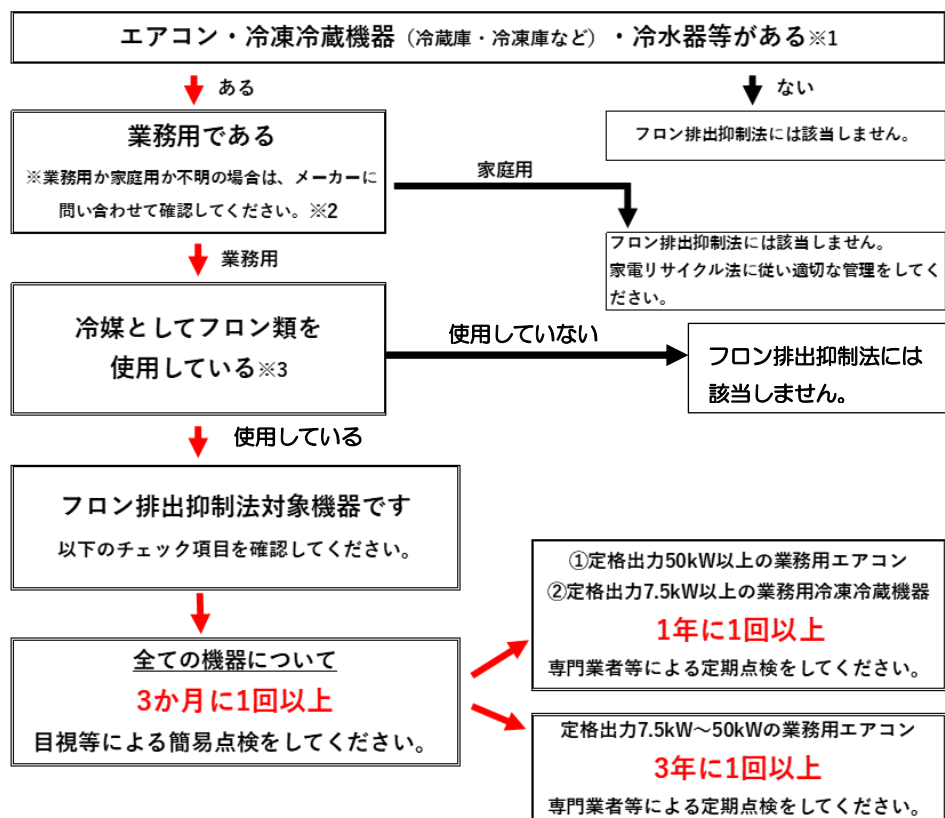
家庭用エアコン（例）



適用判断 すべての課・施設で確認してください。

以下のフローチャートを用いて、適用の有無を確認してください。

適用判断フローチャート



※1：その他庁内から報告があるフロン使用機器例

除湿機、製氷機、マイクロ冷却遠心機、コールドテーブル、冷凍コールドテーブル、冷凍ストッカー、急速冷却凍結機、築造チャンバー など

※2：業務用とは、専ら業務用として製造・販売されているものをいいます。家庭用機器を業務に使用している場合はこれに該当しません。業務用か家庭用か不明の場合は、メーカーに確認して下さい。

※3：フロン類とは、エアコンや冷凍冷蔵機器等の冷媒をはじめ断熱材等の発泡用途や半導体の洗浄等、様々な用途に使用されている物質です。オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響があるため、フロン排出抑制法等により回収が義務付けられています。フロン排出抑制法の対象となるフロン類は以下のとおりです。

- ① クロロフルオロカーボン（CFC：R11、R12、R502 等）
- ② ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC：R22、R123 等）
- ③ ハイドロフルオロカーボン（HFC：R134a、R404A、R407C、R410A 等）

（注）R22などの代替フロン HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）に基づき、令和2年までに生産が原則終了することとされています。

現在 HCFC が使用されている機器をそのまま使用することはできますが、HCFC が入手しにくくなることによりメンテナンスが難しくなるため、計画的に機器を更新する必要があります。

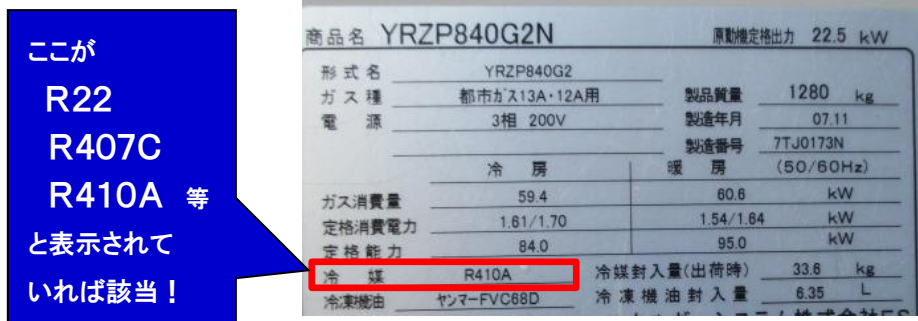
★ポイント★

冷媒フロン類の使用の有無の把握方法

＜冷媒の確認＞

① プレートを確認する。

エアコンの室外機等に貼付されているプレートに「冷媒」が記載されているケースがあります。



② 取扱説明書を確認する。

取扱説明書に「冷媒」が記載されています。

①②で分からない場合は、メーカーに問い合わせてください。

遵守事項

遵守事項 1. 管理者の判断基準の遵守 [法第 16 条]

管理者とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいいます。[法第 2 条]

原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者※となります。

管理者は、「管理者判断の基準」に従って、以下の措置に取り組む必要があります。

管理者の定義や「管理者判断の基準」は以下のページから具体的な内容が確認できます。

環境省「フロン排出抑制法」<https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

※管理者とは

- ・原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）となります。
- ・所有者以外が保守点検等管理業務を負うこととされている契約の場合は、責務を負うものが管理者となります。
- ・指定管理施設の場合も、原則として、所有者が管理者となります。協定書等において、保守点検等管理業務を所有者以外が負うこととされている場合、責務を負うものが管理者となります。
- ・リース契約の場合の取扱いも、上記と同様です。

(1) 機器の適切な設置、適正な使用環境の維持、確保

フロン類の漏えいを防止するため、機器を設置する際には、震動源の近くに機器を設置せず、また点検・修理を行うために必要なスペースを確保してください。機器使用中は定期的に清掃するなど、周辺環境の整備を行ってください。

(2) 機器の規模（圧縮機の定格出力）の確認方法

エアコンは室外機等に、冷蔵庫・冷凍庫は庫内に貼付されている銘板に「圧縮機の定格出力」、「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などと記載されています。記載されていない場合や不明な場合は、製品のカタログや取扱説明書を確認するか、メーカーに問合せください。

エアコンの室外機の銘板（例）

パッケージエアコンタイプ		型 式 RAS-AP224DS6	
空冷ヒートポンプ式		電 源 3~(三相) 200 V 50/60 Hz	
電動機出力	圧縮機用 4.8 kW	設計圧力	高圧側 4.15 MPa 低圧側 2.21 MPa
送風機用	0.33 kW	気密圧力	4.15 MPa 2.21 MPa
風 量	155 m ³ /min	冷 媒	R410A
機外静圧	Pa	製品質量	5.4 kg
			210 kg

(3) 機器の定期的な点検の実施

フロン類の漏えい等を早期に発見するため、以下の点検を実施する必要があります。

◆簡易点検

対象機器	定格出力	点検頻度
すべての業務用フロン使用機器		3カ月に1回以上 (例) 設置 4/1 初回点検 6/22 2回目点検 9/25 3カ月以内 (7/1迄) 前点検日の属する月の翌月1日から3カ月以内 (10/1迄)

◆定期点検（専門業者に委託）

対象機器	定格出力	点検頻度
空調機器	7.5～50kW未満	3年に1回以上 (例) 設置 R3/4/1 初回点検 R6/3/20 2回目点検 R9/3/25 3年以内 (R6/4/1迄) 前点検日の属する月の翌月1日から3年以内 (R9/4/1迄)
	50kW以上	1年に1回以上 (例) 設置 R5/6/2 初回点検 R6/5/31 2回目点検 R7/5/27 1年以内 (R6/6/2迄) 前点検日の属する月の翌月1日から1年以内 (R7/6/1迄)
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上 (例) 設置 R5/6/2 初回点検 R6/5/31 2回目点検 R7/5/27 1年以内 (R6/6/2迄) 前点検日の属する月の翌月1日から1年以内 (R7/6/1迄)

点検者の安全が確保できない場合（高所、防護柵のない屋上、天井裏等）は、無理に点検をせず事業者等に依頼してください。

- 経済産業省・環境省「業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き」

https://www.jreco.or.jp/data/guidance_4.pdf

簡易点検の方法（例）

対象機器	点検対象	点検のポイント
空調機器／ 冷蔵機器・ 冷凍機器	室外機 (外観、異音)	・ 運転音や振動に異常がないか。 ・ 外観、熱交換器、室外機の下部等に油のにじみがないか。 ・ 外観、熱交換器に腐食、さび、傷等がないか。
	室内機 (外観、異音)	・ 内部の熱交換器や冷却器に霜付きや油のにじみがないか。 ・ 腐食、さび等がないか。 ・ 運転音や振動に異常がないか。
冷蔵機器・ 冷凍機器	温度点検	・ 機器で指定された温度範囲か。 ※決まった時間に測定している温度が少しずつ上昇している場合は、フロン漏えいの可能性があり、注意が必要です。

(4) フロンが漏えいする等して充填する場合の対処

・ 簡易点検・定期点検等によりフロンの漏えいを発見した場合は、速やかに漏えい箇所の特定および修理を実施してください。

※ 修理をしないまま充填を繰り返すことは禁止されています。

・ 充填は専門の業者に委託しなければなりません。充填した場合、充填証明書（回収証明書の発行を受けた場合は回収証明書も）の原本を保存してください。

△違反すると即座に刑事罰（罰金）が適用される対象となります！

(5) 機器の整備の記録・保存

・ 適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の記録をまとめた「点検・整備記録簿」を**機器ごと**に作成し保存してください（フロン類の充填・回収を行った場合は、充填・回収した日付、第一種フロン類充填・回収業者の氏名、フロン類の種類及び量について記録します）。

なお、保存方法は紙又は電磁的記録いずれも可です。

・ 「点検・整備記録簿」は、**当該機器の廃棄（冷媒の引渡し完了）後、3年間保存しなければなりません**。また、機器の整備等の際に、業者等の求めに応じて、速やかに提示してください。

■ 点検・記録簿のサンプル様式（日本冷凍空調設備工業連合会）

https://www.jarac.or.jp/freon/05_logbook

エアコン サンプル様式

簡易点検チェックシート		管理番号	
＜ビル用マルチエアコン・店舗用パッケージエアコン＞		担当者名	
点検項目	点検箇所	年 月 日	
1 機器の異常振動・異常騒音の有無	1 室内機・室外機	1 年 / 1 月 / 1 日	
2 室外機及び配管の漏れに目視	2 室外機・配管	2 年 / 2 月 / 2 日	
3 室外機及び配管の腐食・錆びの有無	3 室外機・配管	3 年 / 3 月 / 3 日	
4 室内機及び配管の漏れに目視	4 室内機・配管	4 年 / 4 月 / 4 日	
5 室内機及び配管の腐食・錆びの有無	5 室内機・配管	5 年 / 5 月 / 5 日	
6 配管の保温材の剥離・劣化の有無	6 配管	6 年 / 6 月 / 6 日	
7 配管の保温材の剥離・劣化の有無	7 配管	7 年 / 7 月 / 7 日	
8 配管の保温材の剥離・劣化の有無	8 配管	8 年 / 8 月 / 8 日	
9 配管の保温材の剥離・劣化の有無	9 配管	9 年 / 9 月 / 9 日	
取付工事			

冷蔵・冷凍庫 サンプル様式

簡易点検チェックシート		管理番号	
＜ウォークイン冷蔵・冷凍庫＞		担当者名	
点検項目	点検箇所	年 月 日	
1 温度の記録 冷蔵庫（0℃～4℃）	冷蔵庫	1 年 / 1 月 / 1 日	
2 温度の記録 冷凍庫（-10℃～-25℃）	冷凍庫	2 年 / 2 月 / 2 日	
3 内部の配管・配線の漏れに目視の有無	冷蔵庫	3 年 / 3 月 / 3 日	
4 内部の配管・配線の漏れに目視の有無	冷凍庫	4 年 / 4 月 / 4 日	
5 異常振動・異常騒音の有無	冷蔵庫	5 年 / 5 月 / 5 日	
6 異常振動・異常騒音の有無	冷凍庫	6 年 / 6 月 / 6 日	
7 周囲の漏れに目視の有無	室外機	7 年 / 7 月 / 7 日	
8 配管の保温材の剥離・劣化の有無	室外機	8 年 / 8 月 / 8 日	
9 取付工事		9 年 / 9 月 / 9 日	

遵守事項 2. フロンの漏えい量の報告 [法第 19 条]

フロン類の漏えい量の把握を通じ、自主的な管理の適正化を促すため、一定以上の漏えいを生じさせた場合、毎年度 7 月末日までに、前年度のフロン類算定漏えい量等を国に報告する必要があります。

- ・報告対象となるのは、区長部局と教育委員会の各々の所管施設の合計が年間 1,000t-CO₂ 以上の場合です。区長部局の施設については環境対策課、教育委員会所管の施設については教育調整課にて集計を行います。業務用フロン使用機器（第一種特定製品）を所管する各課・各施設は、環境対策課または教育調整課の依頼に基づき、漏えい量を報告してください。
- ・漏えいしたフロン類の量は直接把握ができないので、第一種フロン類充填回収業者が発行する「充填証明書」および「回収証明書」の差から算出します。

■ 漏えい量の算定方法詳細（環境省「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」）

https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-4.html

遵守事項 3. フロン回収業者への引き渡し [法第 41 条]

機器を廃棄する際は、冷媒に使用されているフロン類を都に登録された第一種フロン類充填回収業者に引き渡す必要があります。

△違反すると即座に刑事罰（罰金）が適用される対象となります！

- 第一種フロン類 充填回収業者登録名簿（東京都 HP）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/collection_trader/roster.html

遵守事項 4. 建物解体時における工事元請業者からの事前説明 [法第 42 条]

解体工事の場合には、元請業者から、解体する建物における第一種特定製品の有無について事前説明があります。その「事前説明書」を保存してください（保存期間：3 年間）。

遵守事項 5. フロン類回収の書面管理 [法第 43 条・第 45 条・第 45 条の 2]

- （1）第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は「回収依頼書」を、設備業者、解体業者・産廃業者・リサイクル業者等第一種フロン類引き渡し受託者にフロン類の引き渡しを委託する場合は、その委託業者に「委託確認書」を交付し、写しを保存してください（保存期間：3 年間）。

△違反すると即座に刑事罰（罰金）が適用される対象となります！

- （2）第一種フロン類充填回収業者から「引取証明書」を受け取り、保存してください。
（保存期間：3 年間）
- （3）廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際（上記(1)で産廃業者・リサイクル業者等に引き渡しを委託する場合を除く）は、フロン回収済みを証明する書面を交付してください。

△違反すると即座に刑事罰（罰金）が適用される対象となります！

- ① フロン類を回収済みの機器

「引取証明書」の写しを作成して機器と一緒に渡す

- ② フロン類が回収済みか不明な場合、①で「引取証明書」がない場合

第一種フロン類充填回収業者に依頼してフロン類が充填されていないことを確認し、「確認証明書（原本）」を受け取り、写しを機器と一緒に渡す

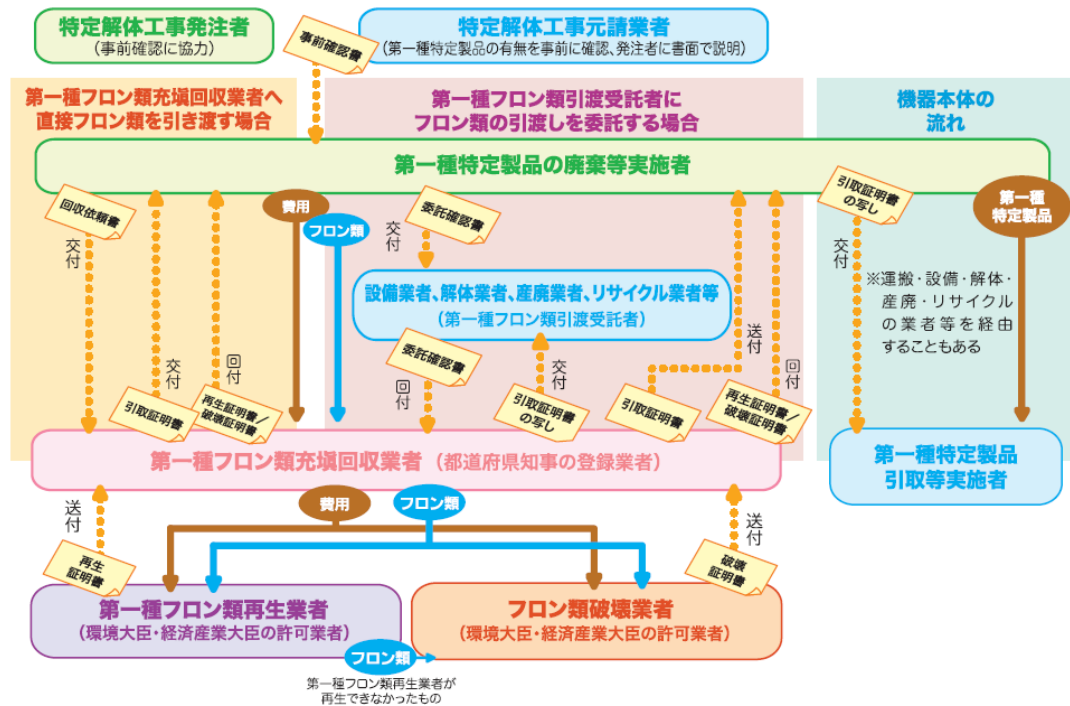
※「確認証明書（原本）」の保存期間：3 年間

※フロン類が充填されていないことの確認と機器の引き取りは、同時に依頼できません（廃棄物・リサイクル業者が第一種フロン類充填回収業の登録を受けている場合は可能）

- 行程管理票（回収依頼書、委託確認書、引取証明書）の参考様式記載例等
（日本冷媒・環境保全機構 HP）

<https://www.jreco.or.jp/koutei.html>

廃棄時の書面管理



(出典：「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」パンフレット (2023 年 3 月版)

環境省、経済産業省、国土交通省)

なお、回収依頼書又は委託確認書の交付から 30 日以内（建築解体の場合は 90 日）に引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は必要事項が記載されていないとき若しくは虚偽の記載のある引取証明書を受けたときは、その旨を都知事に報告する必要があります。

罰則

※直罰：行政指導などを経ることなく即座に刑事罰（罰金）が適用されること。

違反内容	罰則
フロン類をみだりに大気中に放出した場合	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (直罰)
第一種フロン類充填回収業者への引渡し違反 (フロンを回収せずに機器を廃棄した場合)	50 万円以下の罰金 (直罰)
管理者の判断基準違反 引取証明書の未受領・未記載・虚偽報告	50 万円以下の罰金
行程管理票の未交付、虚偽記載、未保存 引取証明書の写しの未交付	30 万円以下の罰金 (直罰)
算定漏えい量の未報告、虚偽報告	10 万円以下の過料 (直罰)

項目名	毒物・劇物の管理	設備等
		薬品

適用法令

毒物及び劇物取締法

概要

農薬や試薬等に使用される化学物質のうち、毒物及び劇物取締法において毒物又は劇物として指定される物質があります。毒物・劇物は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っており、製造、販売だけでなく、保管、運搬、廃棄についても法令による規制を受け、盗難や流出などによる被害が起きないように十分注意して取扱う必要があります。

薬品庫（例）

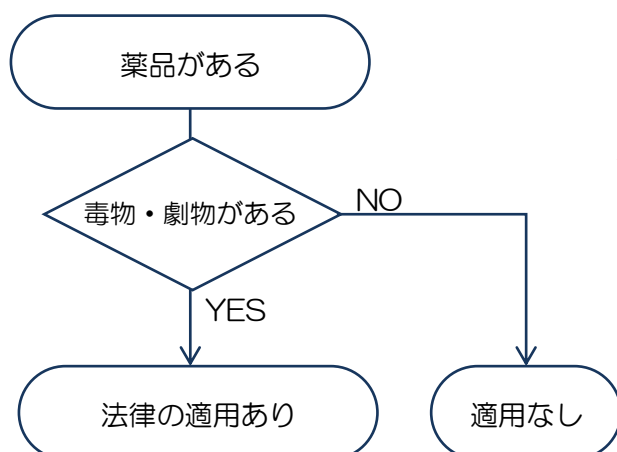


★ポイント★

毒劇物等の薬品の保管状況に不備があると、「転倒」や「漏えい」による事故、盗難・紛失の原因につながり、保健衛生上の見地から取り締まる必要があるため、「毒物及び劇物取締法」の適用を受けます！

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

適用判断フローチャート



★ポイント★

理科の実験を行う学校等で、法律の適用がある薬品を保管している場合が多いです。

希釈を行った毒物・劇物についても原則適用対象となります。

★ポイント★

〈毒劇物等の判定方法〉

- ①表面のラベルを確認します。毒劇物等に該当する場合、「毒物」は赤地に白色文字、「劇物」は白地に赤色文字の記載があります。
- ②ラベルが剥がれている、腐食などによって、容器に入っている物質が不明の場合は、下記のサイトにて、毒物又は劇物に該当するかどうか確認してください。化学物質が特定できない場合は、専門の事業者へ廃棄処理を依頼してください。

参考) 毒物および劇物データベース

国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部

https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki_kennsaku.html

毒物・劇物の取扱い、保管・管理の手引き

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/mizenni/index.html

毒物・劇物の種類

区分	化合物
毒物 [法第2条別表第1]	黄リン、シアン化カリウム、水銀、砒素 など
劇物 [法第2条別表第2]	塩酸、アンモニア水、過酸化水素水、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸、ヨウ素、塩化バリウム、硫酸銅、塩化銅、酢酸鉛、硝酸銀、硝酸、水酸化カリウム、ナトリウム、ホルマリン など

遵守事項

遵守事項1. 保管場所及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示 [法第12条1～3]

医薬用外毒物

医薬用外劇物

「毒物」は赤地に白色文字、「劇物」は白地に赤色文字となっています。

★ポイント★

- ・別の容器に移し替えて保管する時や、調整したものを保管する場合、その容器にも表示が必要です。
- ・内容等の取り違えを起こさないよう、成分量・含量・分量も記載してください。

遵守事項2. 毒物劇物の保管・管理方法 [法第11条]

毒物・劇物の取り扱いに当たっては、以下の措置を講じなければなりません。

- ・盗難・紛失の防止（他のものと区別して保管、施錠管理等）
- ・運搬時の飛散・流出等の防止
- ・誤飲防止（飲食用の容器を使用しない）

取扱・保管・管理方法（例）

区分	取扱のポイント	適切な例
盗難・紛失防止	適切な保管場所の確保	・敷地境界線から十分離す。 ・窓のそばにはおかない。 ・目の行き届くところとする。
	施錠管理	・保管庫に保管する場合は施錠する。 ・鍵がかけられないタンク等には、柵を設ける。
	鍵の管理	・鍵の管理者を明確にする。 ・鍵の数量のチェックを定期的に行う。 ・鍵の使用にあたっては、点検表に記入、又は責任者の許可を得る。
	在庫量の確認	・「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。
飛散・流出の防止	容器等の転倒・破損の防止	・保管庫や貯蔵設備は、壁又は床等にしっかり固定する。 ・保管庫や貯蔵設備内の薬品等の保管には、仕切りのある箱（ボルトトレイ等）を利用し、容易に動かないようにする。
	液漏れ拡散の防止	・保管庫や貯蔵設備内では、液溜めのできるトレイ等の上に容器を置く。 ・保管および使用する場所の床面は、毒物劇物が床にしみこまないような構造にする。
	混触発火の防止	・物質の特性を考慮して、区別して保管する。 例）上部：固体 下部：酸、アルカリ、有機溶媒等

遵守事項 3. 譲渡手続、交付制限 [法第 14 条]

毒物劇物等を購入する場合は身元を明らかにし、店舗から提示された「譲受書」への記載が必要です。

遵守事項 4. 廃棄基準の遵守 [法第 15 条 2]

廃棄の方法に関する基準に従って、廃棄してください。自己処理できない場合は、知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者に廃棄を委託してください。

毒劇物の廃棄方法（例）

区分	廃棄方法	毒劇物の例
重金属廃液	専門の処理業者に処理を委託	過マンガン酸カリウム、硫酸銅、水銀 など
酸・アルカリ廃液	廃液どうしを混合し、中和して多量の水で希釈して流す	酸：塩酸、硫酸、硝酸 アルカリ：水酸化ナトリウム、石灰水 など

遵守事項 5. 事故発生時等の措置 [法第 17 条]

毒物・劇物が盗難にあった、または紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければなりません。また、毒物・劇物が建物の外に飛散、流出、地下浸透し、多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防署に届けてください。

廃棄の方法に関する基準

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/gaiyou/kisei/zyoubun/kizyun/haikikizyun.html>

罰則

違反内容	罰則
毒物又は劇物の容器及び被包に、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなかった場合	3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金
引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物について、業務その他正当な理由による場合を除いて所持している場合	2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

項目名	危険物・少量危険物の管理	設備等
		燃料保管庫（重油・軽油・ガソリン等）

適用法令

消防法、東京都火災予防条例、

概要

空調設備や非常用発電機等の燃料として、重油、軽油、灯油等を保管しておく保管・貯蔵設備の一種です。

屋外や屋内に設置されています。

燃料タンク（例）

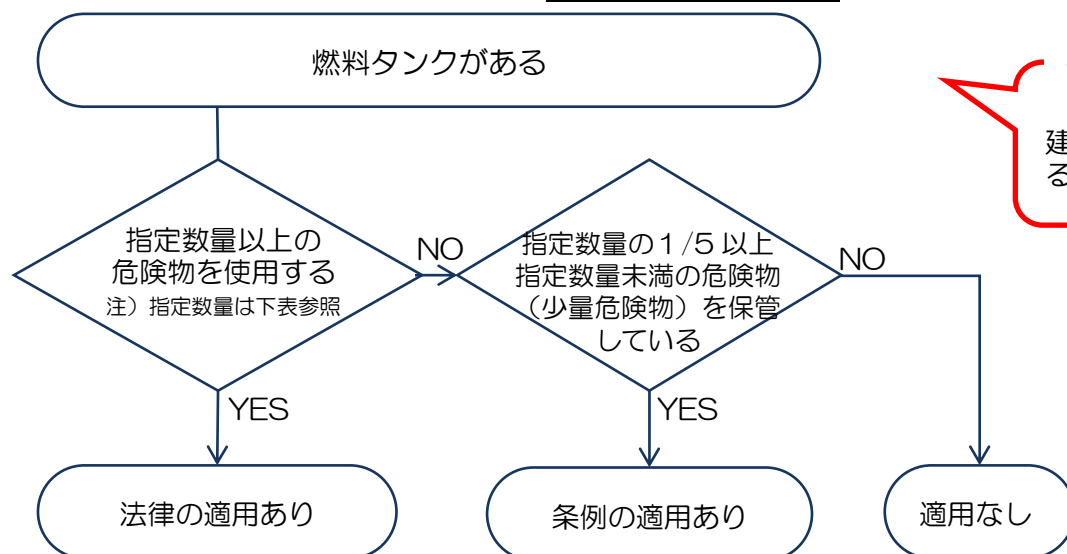


★ポイント★

燃料（重油・灯油等）の保管状況に不備があると、タンクの「転倒」や燃料の「漏えい」により、火災が発生する可能性があるため、「消防法」または「火災予防条例」の適用を受けます。

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

適用判断フローチャート



<危険物の分類と指定数量（第4類危険物抜粋）>

区分	指定数量（上段） 少量危険物量（下段）	主な対象物質
第1石油類 （非水溶性液体）	200 ℓ 以上	ガソリン・トルエン・ベンゼン など
	40 ℓ 以上 200 ℓ 未満	
第2石油類 （非水溶性液体）	1,000 ℓ 以上	灯油・軽油・キシレン・酢酸アミル など
	200 ℓ 以上 1,000 ℓ 未満	
第3石油類 （非水溶性液体）	2,000 ℓ 以上	重油・クレオソート油・アニリン など
	400 ℓ 以上 2,000 ℓ 未満	
第4石油類	6,000 ℓ 以上	ギヤー油・潤滑油・シリンダー油 など
	1,200 ℓ 以上 6,000 ℓ 未満	
アルコール類	400 ℓ 以上	メチルアルコール、エチルアルコールなど ※消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上（重量%）の製品が危険物に該当
	80 ℓ 以上 400 ℓ 未満	

遵守事項（消防法）

遵守事項1. 危険物の貯蔵の制限 [法第10条]

指定数量以上の危険物は貯蔵所で保管し、貯蔵所・取扱所（ボイラー等燃料を消費する場所）内で取り扱います。

遵守事項 2. 設置（または構造、設備等変更）の許可および完成検査 [法第 11 条]

危険物を貯蔵する燃料タンクを設置（または構造、設備等を変更）する場合は、「危険物製造所等設置許可申請書（または変更許可申請書）」を東京消防庁消防総監へ提出し、許可を受けてください。設置（または構造、設備等変更）の許可を受けた後、工事着手後に完成検査前検査、工事完了後に完成検査を受けてください。

貯蔵所の構造、設備等を変更せず、保管する危険物の品名・数量等を変更する場合は、変更する 10 日前までに「危険物取扱所の品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書」を東京消防庁消防総監へ届け出てください。

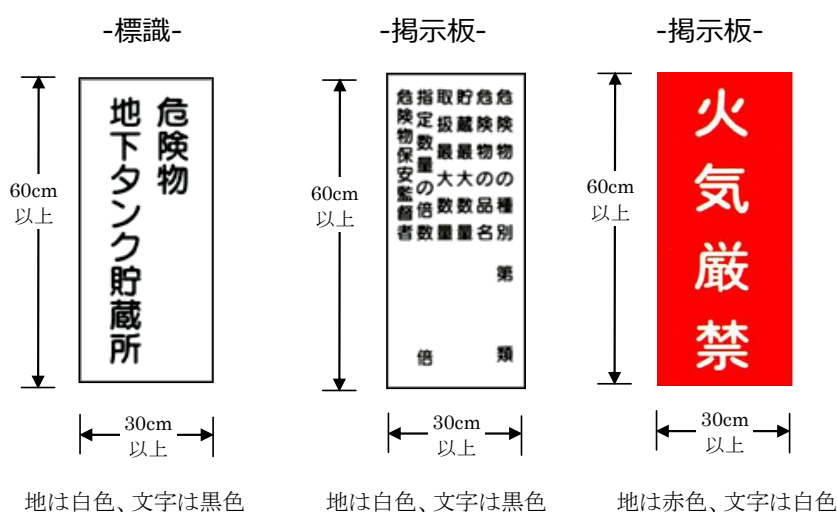
遵守事項 3. 技術基準の遵守 [法第 12 条]

貯蔵所の構造、設備等を、政令で定める技術上の基準に従い維持してください。

※技術上の基準は施設区分により異なります。個々の施設における具体的な基準等については、管轄する消防本部または最寄りの消防署に問い合わせてください。

【地下タンク貯蔵所の例（抜粋）】

- ・見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。



- ・周囲には、危険物の漏れを検知するための漏えい検査管等を設ける。
- ・液体の危険物タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設ける。
- ・地下貯蔵タンクの外面は保護する。

★ポイント★

危険物保安監督者について、前任者氏名を書類等に記入したまま更新していない場合があります。定期的な確認をお願いします。

遵守事項 4. 危険物保安監督者の届出 [法第 13 条]

危険物取扱者（甲種又は乙種）で、6 月以上危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者として定め、市町村長に届出をしてください。

遵守事項 5. 定期点検及び記録 [法第 14 条 3 の 2]

定期的に施設を点検し、その記録を作成し、これを保存してください。

（※施設区分により異なるが、地下タンク貯蔵所はすべてに年 1 回以上の点検が適用）

遵守事項 6. 事故時の措置 [法第 16 条の 3、水質汚濁防止法第 14 条の 2]

燃料の流出等の事故が発生した場合、直ちに応急措置（施設や作業の停止、吸着剤による流出防止等）を講じ、所管の消防署等に通報してください。

また、河川流出や地下浸透等の被害が出るおそれがあるときは、速やかに東京都環境局に通報し、後に事故の状況や対応措置の概要を届け出てください。

遵守事項（東京都火災予防条例）

遵守事項 1. 設置（変更）の届出 [条例第 58 条第 1 項]

少量危険物を貯蔵する燃料タンクを設置（または変更）する場合は、所管の消防署長に届出を提出してください。

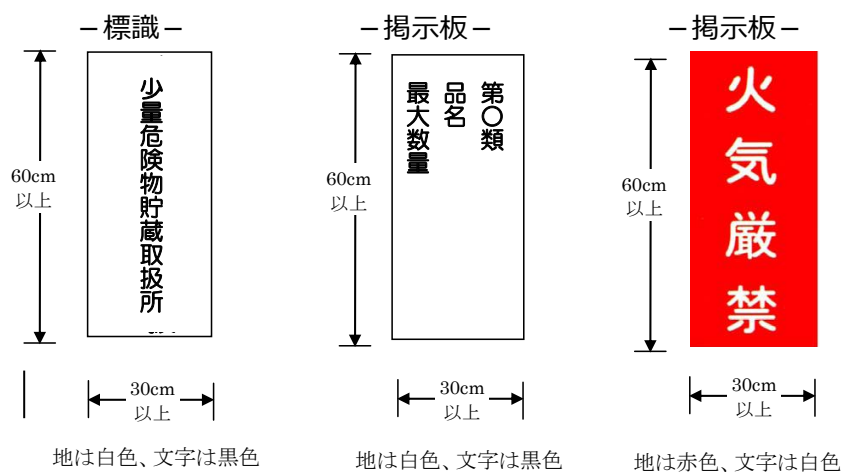
遵守事項 2. 完成検査 [条例第 58 条第 4 項]

燃料タンクの届出を行った場合は、位置、構造等について、所管の消防署長の検査を受けてください。

遵守事項 3. 技術基準の遵守 [条例第 30 条、31 条]

- ・ 見やすい箇所に少量危険物貯蔵取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

【少量危険物貯蔵取扱所の例】



- ・ 排水溝、さく等で境界を明示すること。（屋外の場合）
- ・ 床は危険物が浸透しない構造とし、ためます等を設けること。（屋内の場合）
- ・ タンク室以外で保管する場合、危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための有効な措置を講ずること。（屋内の場合）
- ・ 屋外貯蔵タンクには、防油堤（タンク容量の 110%以上）を設置すること。

罰則

違反内容	罰則
火災の危険が伴う危険物を漏出又は飛散させた場合	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
火災の危険が伴う危険物を漏出又は飛散させ、人を死傷させた場合	7年以下の懲役又は500万円以下の罰金
指定数量以上の危険物について貯蔵所以外の場所、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱った場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
危険物を貯蔵する施設の構造上の技術基準を違反した場合、構造及び設備を変更した場合 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急時に一時停止の命令及び処分に反した場合 危険物保安監督者（危険物取扱責任者）を定めない場合 火災を予防するための予防規程に反した場合 立ち入り検査を拒否した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
危険物の運搬時の容器、積載方法及び運搬方法の基準に反した場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
市町村条例で定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に違反した場合	30万円以下の罰金
市町村条例で定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に違反した場合	30万円以下の罰金

★ポイント★

消毒用アルコール（第四類・アルコール類）の貯蔵・取扱について

貯蔵・取扱う数量	届出・許可申請の有無
80L未満	必要はありません
80L以上400L未満	管轄の消防署へ少量危険物貯蔵取扱所として届出が必要です
400L以上	管轄の消防署へ許可申請が必要です

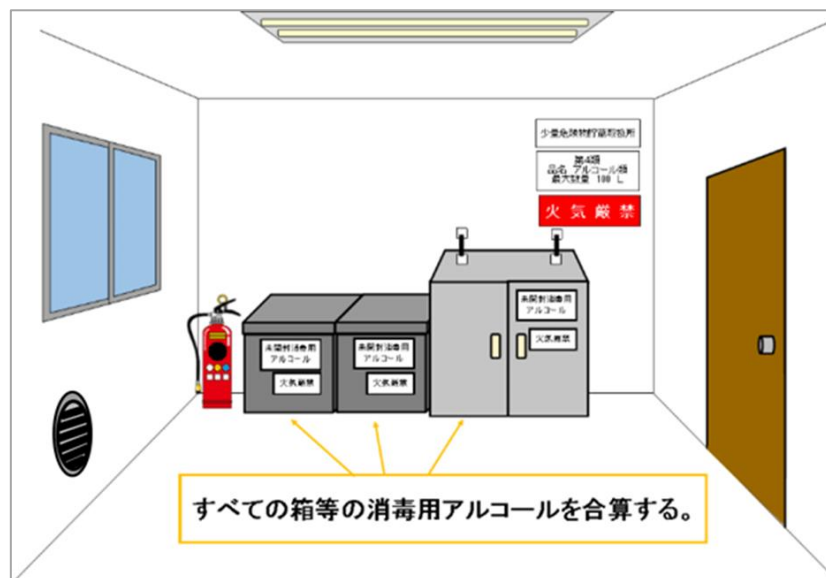
80L以上400L未満を貯蔵・取扱う場合、火災予防条例で定めている位置・構造・設備の基準を満たす必要がありますが、下記条件を満たせば、位置・構造・設備の基準の一部を緩和することができます。

【条件】

- 消毒用アルコールは、未開封の状態で貯蔵する（他の容器への詰め替えは行わない）。
- 消毒用アルコールの容器の最大容積は、1L以下。
- 鋼板で造られた箱又は戸棚等内（※）で貯蔵する（消毒用アルコール専用）。
- 箱等が設置される場所が屋内の場合、当該場所は、貯蔵するために必要な採光、照明及び換気が確保されている。

※事務室で使用されている扉付きのスチール製ロッカーのような什器も可能です。

【建築物の一室に貯蔵する例】



（出典：東京消防庁）

【屋外に設置されている倉庫内に貯蔵する例】



(出典：東京消防庁)

上記貯蔵例の運用については、管轄の消防署へ少量危険物貯蔵取扱所の届出をして、検査を受ける必要があります。

設置場所等については、事前に管轄の消防署にご相談ください。

項目	吹付けアスベストの管理	設備等
		吹付けアスベスト使用建材

適用法令

大気汚染防止法、環境確保条例、吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針

概要

アスベストは、以前、建築工事において、保温断熱の目的で吹付け作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

アスベストは、その繊維が極めて細く、大気中に飛散した物質を吸引することにより、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています。

建材に吹付けアスベストが使用されている場合、損傷や劣化により飛散する恐れがありますので、劣化状況の確認及び飛散防止対策を行うことが必要です。

吹付けアスベスト（例）



★ポイント★

建材にアスベストが含まれている場合、飛散すると人体に悪影響を及ぼす恐れがあるため、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」に基づき適切に管理することが必要です。

※吹付けアスベストはスプレーガンで吹き付けていますので、表面は平滑でなく、綿のように凹凸があります。厚みは2～5cm程度、色は灰・青・白・茶または黄金色です。

遵守事項（大気汚染防止法・環境確保条例）

遵守事項1. 改修・解体工事に必要な事前調査 [大気汚染防止法第18条の15]

元請業者（受注者）は工事範囲の石綿含有建材の使用の有無について事前に調査を行い、発注者へ調査結果を書面で報告することが義務付けられています。

下記の工事以外の全ての工事をする場合、事前調査の実施が義務付けられています。

【事前調査の対象とならない工事】

- (1) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなもので、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれのない作業（手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外すことが可能）
- (2) 釘を打って固定する、または刺さっている釘を抜く等、材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具等を用いて、石綿等が使用されて

いる可能性がある壁面等に穴をあける作業は、これには該当せず、事前調査の実施が必要)

- (3) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります。(令和5年10月1日より適用)

①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)

②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)

※工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

※石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

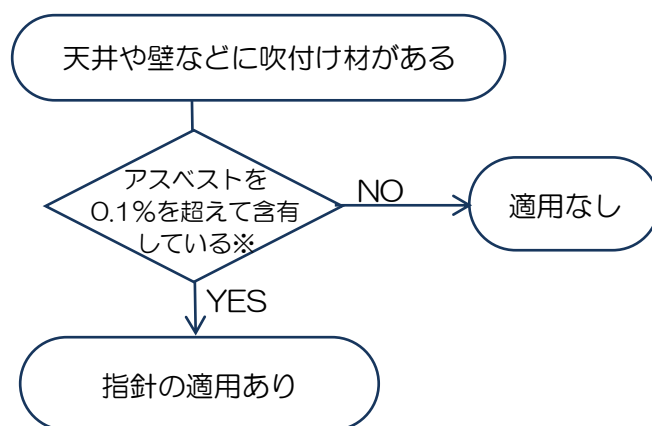
詳細は、環境省の「石綿飛散防止リーフレット」を参照下さい。

<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf>

適用判断(吹付アスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針・大気汚染防止法)

以下のフローチャートを用いて、適用の有無を確認してください。

適用判断フローチャート



※設計図書(建築時の施工図や材料表等)や施工業者からの聞き取り等で吹付けアスベストかどうかを確認し、判断ができない場合は、専門的な分析機関・業者等によるアスベスト含有率の分析調査を行ってください。

遵守事項（吹付アスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針）

遵守事項 1. 対応方法の判定 [指針第 4 項 (2)]

アスベスト含有吹付け材について、表面の状態及び施工場所の使用状況を調査し、「吹付け材に対する措置等の判定表」に従いその後の対応方法を判定します。

吹付け材に対する措置等の判定表

アスベスト 等の状態 部屋等の 使用頻度	飛散のおそれが 大きい※1	飛散のおそれが 小さい※2	安定※3
使用頻度が高い※4	A	B	C
使用頻度が低い※5	B	C	D

A：直ちに、除去等の措置を行う。

B：早い時期に、除去等の措置を行う。

C：損傷部について直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。

D：点検・記録による管理をする。

※1：「飛散のおそれが大きい」とは、以下の場合をいう。

- (1) 吹付け表面全体に毛羽立ちがある
- (2) 繊維のくずれがある
- (3) 繊維の垂れ下がりがある
- (4) 吹付け面全体に損傷・欠損がある
- (5) 床面に破片が頻繁に見られる
- (6) 吹付け材が下地と遊離している

※2：「飛散のおそれが小さい」とは、以下の場合をいう。

- (1) 損傷・欠損は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している
- (2) 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない

※3：「安定」とは、以下の場合をいう。

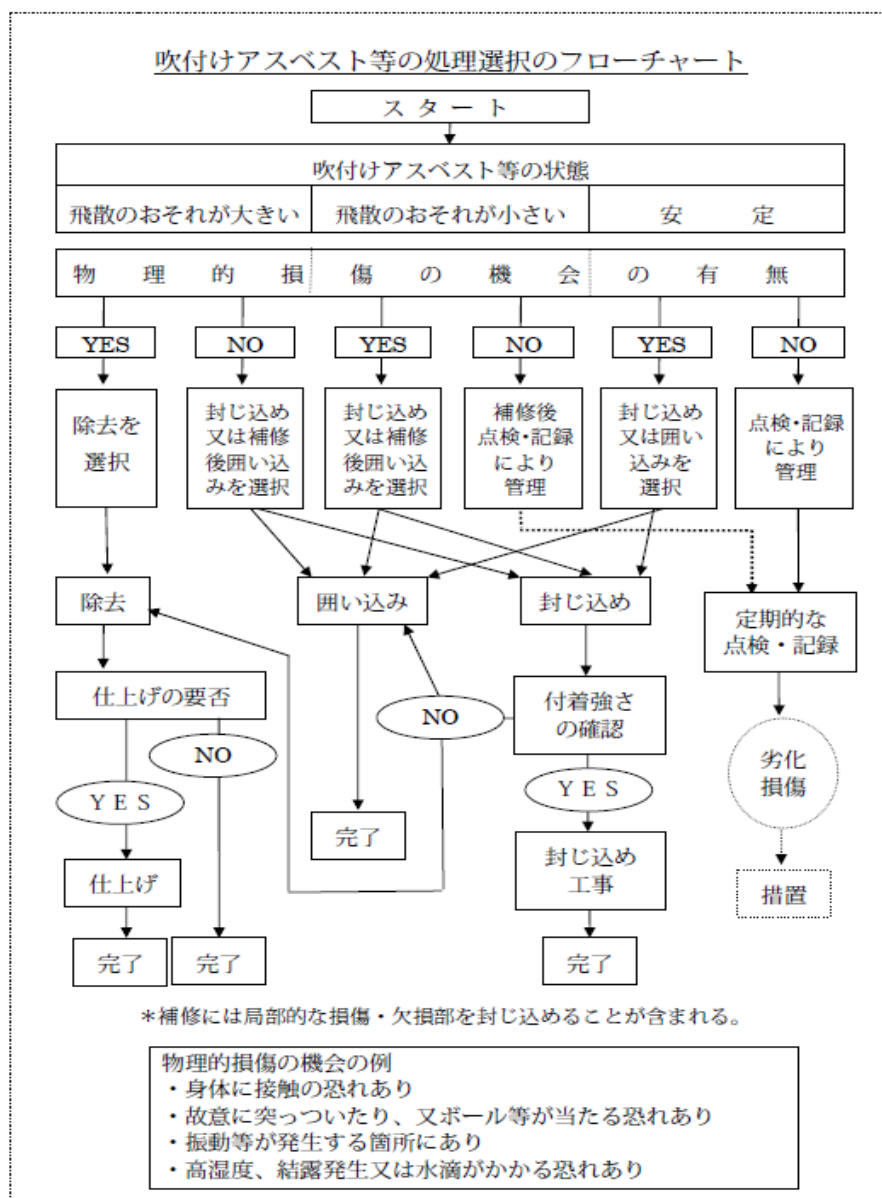
- (1) 吹付け面にひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない
- (2) 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない
- (3) 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない
- (4) 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない

※4：「使用頻度が高い」とは、事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

※5：「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等の、人の出入りがほとんどない場所をいう。
ただし、その場所に常駐者がいる場合は、4に含まれるものとする。

遵守事項 2.工法の判定 [指針第 4 項 (3)]

1. の判定の結果を基に、措置を行うに当たっては、以下のフローチャートを参考に工法を決定して措置を行います。



遵守事項 3. 測定又は定期点検、記録等の保存 [指針第 4 項 (3) (4)]

2. の判定結果に基づき、以下のとおり測定又は点検及び記録等を記録してください。

①点検・記録による管理

吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を以下の頻度で点検し、記録します。

利用頻度の高い場所	概ね月 1 回
それ以外の場所	6 か月に 1 回

②封じ込め又は囲い込み

施工後概ね年 1 回、施工場所を点検し、記録します。

※①②いずれも、点検の結果、破損や飛散のおそれがあることを確認した場合は必要な措置を講じてください。

③除去

除去工事終了後にアスベスト繊維数濃度を測定・記録し、飛散のないことを確認します。また、施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存します。

※吹付けアスベスト除去等の届出対象特定工事の発注者・自主施工者は、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに都道府県知事へ届出が必要となります。

詳細は環境省ホームページを参照下さい。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/index.html

罰則

違反内容	罰則
事前調査結果を報告せず、または虚偽の報告をした場合	30 万円以下の罰金
届出対象特定工事に係る除去等の方法を遵守していない場合	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

項目名	PCB 廃棄物及び PCB 使用機器の管理	設備等
		PCB 含有コンデンサ、トランス、蛍光灯安定器等

適用法令

PCB 特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

概要

PCB（ポリ塩化ビフェニル化合物）は様々な電気機器（トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等）の絶縁油として広く使用されてきましたが、有害であることが判明したため、昭和 47 年以降は製造・使用が禁止されています。

PCB を含有する絶縁油を使用した機器について、使用中のものは PCB 使用製品、廃棄物となったものは PCB 廃棄物として、特別な管理をしなければなりません。

PCB の含有濃度により、以下のように分類されています。

- ・高濃度 PCB…5,000mg/kg 超→2023 年 3 月 31 日までに処理が完了
- ・低濃度 PCB…0.5mg/kg 超～5,000mg/kg 以下

（非意図的に PCB に汚染されてしまったものを含む）

安定器（例）



トランス（変圧器）（例）



コンデンサ（例）



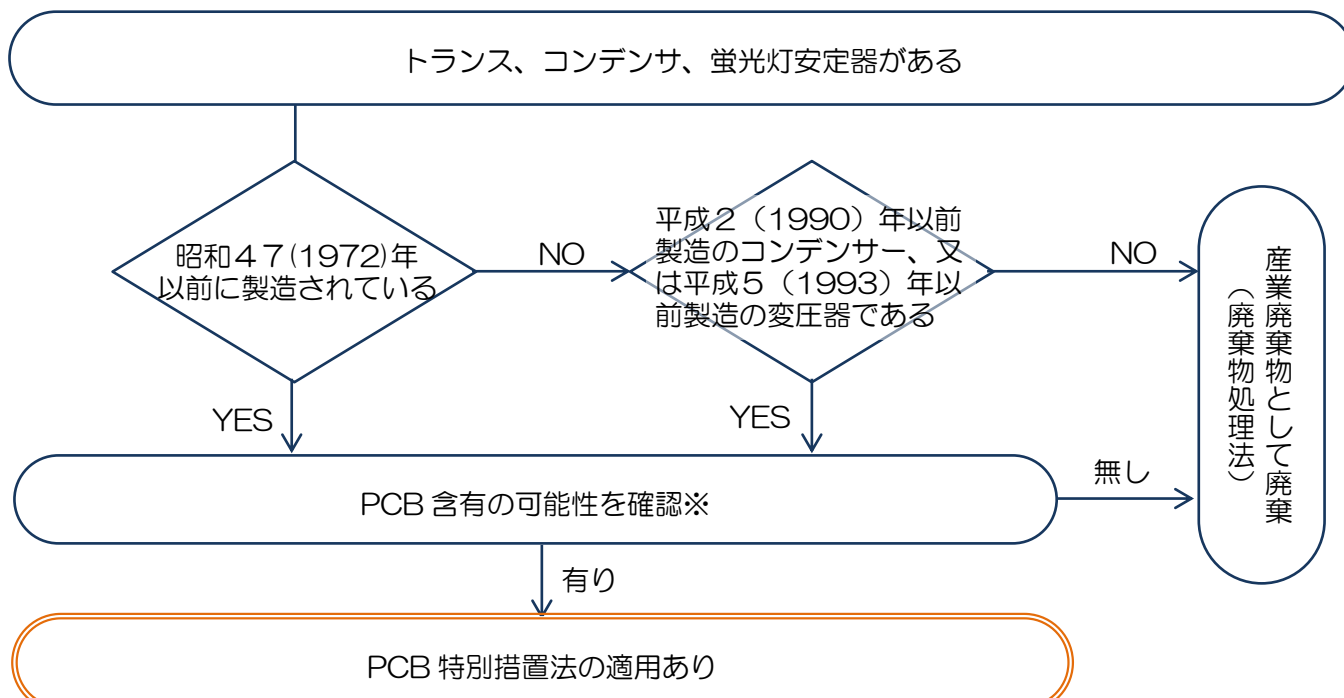
★ポイント★

絶縁油に PCB が含まれている場合は、人体に悪影響を及ぼすため、「PCB 特別措置法」および「廃棄物処理法」の適用を受けます。

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

以下のフローチャートを用いて、法令の適用の有無を確認してください。

適用判断フローチャート



※PCB を含んでいる可能性のある機器（トランス・コンデンサ等）を廃棄する場合、「使用者にて PCB 混入の可能性を確認」することが義務付けられています。

★ポイント★

<製造年の確認方法>

①プレートを確認する。

トランス等に貼付されているプレートに「製造年」が記載されています。

②メーカーに問い合わせる。

製造年が不明な場合は、メーカーに問い合わせをしてください。
その際「型番」を伝えてください。



<PCB 含有の確認方法>

PCB 入り絶縁油が使用されているかどうかは、プレート内容等で判別でき、各メーカーにおいて混入の有無について情報提供しています。

メーカーと型番の情報をもとに下記 URL から確認してください。

【変圧器・コンデンサ】一般社団法人 日本電機工業会

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsu_taiou.html

【安定器】一般社団法人 日本照明工業会

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

なお、PCB の含有が確認できない場合は、PCB 濃度を分析測定し、含有の有無を確認する必要があります。

遵守事項

遵守事項 1. 期間内の処分 [特措法第 10 条、14 条、18 条]

下表の期日までに、保管する PCB 廃棄物の処分を委託してください。

No.	種類	期日（保管場所が関東以北の場合）
1	低濃度 PCB 廃棄物	2027 年 3 月 31 日まで

遵守事項 2. 都知事への保管状況の報告 [特措法第 8 条、15 条、19 条]

毎年 6 月 30 日までに、前年度の PCB 廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度 PCB 使用製品の使用状況及び廃棄見込みについて「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を都道府県知事に提出する必要があります（都への報告については総務課が提出します）。

遵守事項 3. 保管場所変更届の提出 [特措法第 8 条]

PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品の保管する事業場を変更した場合は、変更日から 10 日以内に、変更前及び変更後の各保管場所の都道府県知事に変更届を提出してください。

遵守事項 4. 処分終了届／廃棄終了届 [特措法第 10 条、15 条、19 条]

以下の場合、それぞれ 20 日以内に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書」を都道府県知事に提出してください。

- ① すべての高濃度 PCB 廃棄物の処分が完了した場合
- ② すべての低濃度 PCB 廃棄物の処分が完了した場合
- ③ すべての高濃度 PCB 使用製品の廃棄（使用をやめて廃棄物にすること）が終了した場合

※高濃度 PCB 使用製品のうち、電気事業法に規定される電気工作物は、同法での届出を行います。

遵守事項 5. 有資格者の設置 [廃掃法第 12 条の 2 第 8 項]

PCB 廃棄物を保管する事業所は、次の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

資格(学校区分)	課程	終了科目	要件(必要年数等)
イ 環境衛生指導員	—	—	2年以上
ロ 大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上の(※)実務経験
ハ 大学	理学、薬学、工学、農学 または相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後3年以上の実務経験
ニ 短期大学、高专	理学、薬学、工学、農学 または相当課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上の実務経験
ホ 短期大学、高专	理学、薬学、工学、農学 または相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後5年以上の実務経験
ヘ 高校、中学	—	土木科、化学科または相当学科	卒業後6年以上の実務経験
ト 高校、中学	—	理学、工学、農学または相当科目	卒業後7年以上の実務経験
チ 上記以外の者	—	—	10年以上の実務経験
リ	上記の者と同等以上の知識を有すると認められる者 (財)日本産業廃棄物処理振興センター「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者等)		

遵守事項 6. 保管基準の遵守 [廃掃法第 12 条の 2 第 2 項]

PCB 廃棄物を保管する場合は、以下の保管基準を遵守してください。

●保管場所の見やすい箇所に掲示板が設けられていること。

※掲示板は縦横それぞれ 60cm 以上とし、以下の事項を表示したものであること。

- ・特別管理産業廃棄物の保管場所であること
- ・保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先



●保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

(倉庫や保管庫など施錠できる場所での保管が望ましい)

●保管の場所から、PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること

(ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましい)

●容器に入れ密封するなど、PCB の揮発を防止すること及び PCB 廃棄物が高温にさらされないようにすること

(ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましい。ボイラー室など高温にさらされる場所は避けるべき)

●PCB 廃棄物の腐食を防止すること

(ドラムなどの密閉容器で保管することが望ましい)

罰則

違反内容	罰則
PCB 廃棄物を指定期間内に処分しなかった場合	3 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金
PCB 廃棄物の保管及び処分の状況及び高濃度 PCB 使用製品の廃棄見込みの届出をしなかった場合	6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金
PCB 廃棄物の処分又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了の届出をしなかった場合	6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金

関連用語

[PCB]

ポリ塩化ビフェニル化合物の略称で、トランス（変圧器）やコンデンサ等の電気工作物の絶縁油として使用されていたが、人体に有害であることが判明したため、1972 年に製造禁止となった。

[高濃度 PCB]

PCB の濃度が 5,000mg/kg 超のものをいう。1972 年までに製造された電気工作物に高濃度の PCB が含まれている可能性がある。

[低濃度 PCB]

PCB の濃度が 0.5mg/kg 超～5,000mg/kg 以下のものをいう。1989 年までに製造された電気工作物には微量の PCB が含まれている可能性がある。

2. その他の環境法令

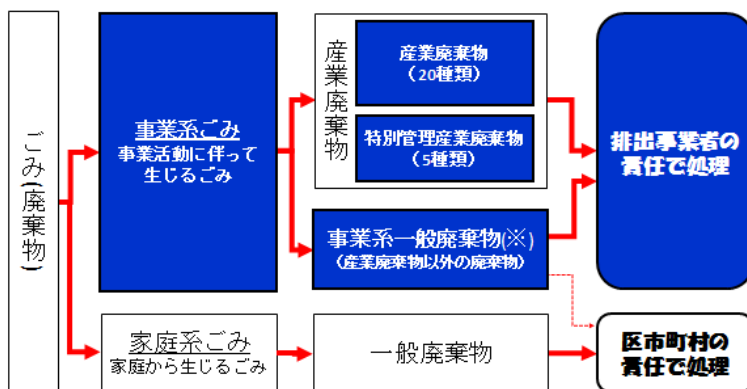
項目名	廃棄物の処理	設備等
		産業廃棄物（廃プラ・金属くず・ガラス屑・汚泥・注射針等）

適用法令

廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

概要

事業活動から発生したごみは全て、産業廃棄物または事業系一般廃棄物に分けられます。種類ごとに分別をして、適正に処理しなければなりません。事業者が排出する資源・ごみは自己処理が原則となり、区も事業者として適正な処理が求められます。



※自己処理が困難な事業者で、排出量が少量の場合には、有料ごみ処理券をごみに貼付することで区収集の利用が可能。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀廃棄物の適正処理について新たな対応（処理基準への対応、委託契約書・マニフェスト・帳簿での表示など）が必要。
区有施設は一般の事業所と同様、施設ごとに処理業者に委託することが原則となる。

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

（1）産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などその他政令で定める廃棄物をいいます。普通の「産業廃棄物（表 1-1）」と、爆発性や感染性等の有害性を持つ「特別管理産業廃棄物（表 1-2）」があります。

【表 1-1】産業廃棄物の種類（20 種類）と具体的な例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4)廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、軽炉、高炉等の残さい（スラグ）など
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
業種等が限定されるもの	(13)紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生する紙くず
	(14)木くず	①建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類など ②貨物の流通のために使用したパレット ※パレットを使用した物品を受け取った場合は、受け取ったところの責任で処理する。
	(15)繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生する天然繊維くず
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

※（13）～（20）は、業種等が限定されるものであるため、区では（1）～（12）が該当します。

(2) 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられています。

【表 1-2】特別管理産業廃棄物の種類（5種類）と具体的な例

種類	具体的な例
(1)廃油（引火性廃油）	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの：おおむね引火点 70℃以下）
(2)廃酸（廃強酸）	pH2.0 以下の酸性廃液→廃硫酸、廃塩酸など
(3)廃アルカリ（廃強アルカリ）	pH12.5 以上のアルカリ性廃液→廃苛性ソーダ液など
(4)感染性廃棄物※	医療機関等から排出される感染のおそれがある産業廃棄物
(5)特定有害産業廃棄物	廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等（試験研究機関から排出される）、指定下水汚泥、鉍さい、廃石綿等、特定の施設から排出される有害物質を含むもの（燃え殻、ばいじん、廃油、汚泥・廃酸又は廃アルカリ）

※感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、①血液・血清・血漿及び体液、②手術等に伴って発生する病理廃棄物、③血液等が付着した鋭利なもの、④病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの、をいいます。なお、環境省が作成している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」では、「注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いとする」とされています。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物とは

水銀使用製品産業廃棄物は、水銀使用製品が廃棄物となったものです（判別できない一部の製品を除きます）。

例：一部の電池、蛍光ランプ、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等



空気亜鉛電池



HIDランプ



蛍光ランプ



水銀式血圧計

※規制の詳細は、環境省リーフレットをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/900537042.pdf>

※水銀使用ランプの見分け方については、（一社）日本照明工業会のホームページが参考になります。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm>

遵守事項

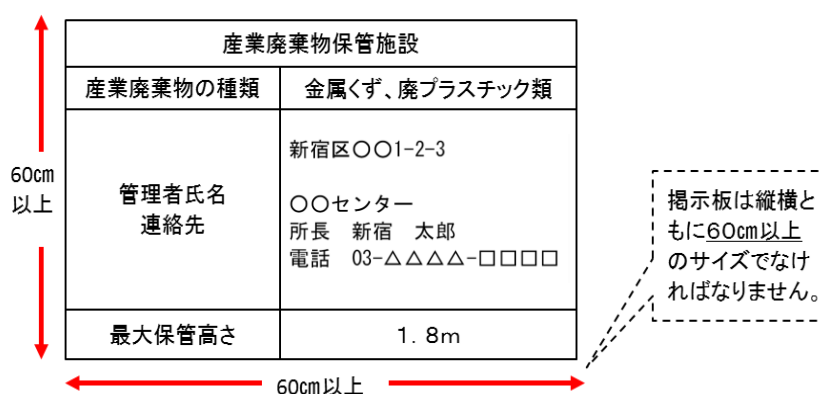
遵守事項 1. 保管基準の遵守 [法第 12 条第 2 項]

(1) 保管場所の掲示

産業廃棄物の保管場所には以下の事項の記載をした「掲示板（60 cm×60 cm以上のもの）」を見やすい場所に設置する必要があります。

- 産業廃棄物の保管場所である旨
- 保管する産業廃棄物の種類
- 保管場所の管理者の氏名又は名称および連絡先
- 最大保管高さ（屋外で産業廃棄物を容器を使わずに保管する場合）

－ 掲示板(例) －



(2) 保管場所における措置

産業廃棄物の保管場所は、以下の処置を行う必要があります。

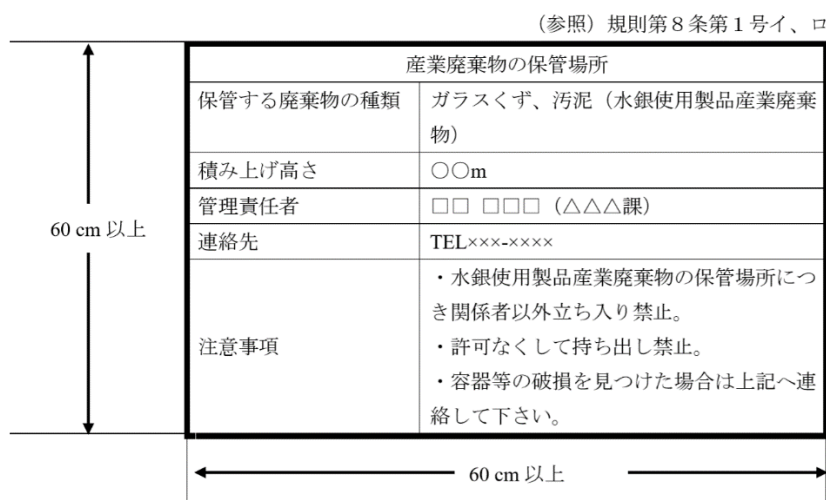
- 周囲に囲いが設けられていること
(できるだけ屋内で保管する。難しい場合は、市販の物置庫等を活用する。)
- 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域や地下水の汚染を防止すること
(保管場所の底面はコンクリート等の不浸透とする)
- 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守ること
(壁を利用して産業廃棄物を保管する際に、壁が産業廃棄物の荷重に耐えられる場合は、壁の上端から50cm 下げた高さまでとし、荷重に耐えられない場合は、壁に接しないように積むこと)
- その他、産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないような措置をすること
(産業廃棄物の飛散や雨水への対策として、シートやネット等を活用する)
- 保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにすること
(定期的な清掃、駆除剤の散布や蓋付き容器を使用することで、害虫等の発生を予防する)

- 石綿含有産業廃棄物（アスベスト）が含まれている場合は、他のものと混合しないように仕切り等を設け、さらに、覆い等により、石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置を講じること

「感染性廃棄物について」

- 保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区分して保管すること。
- 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取扱う際に注意すべき事項を表示すること。（容器にはバイオハザードマークを付けることが望ましい）

- 水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないため仕切りの設置、掲示板の「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨の記載、破損・流出の防止（密閉容器に入れるなど）を行うこと

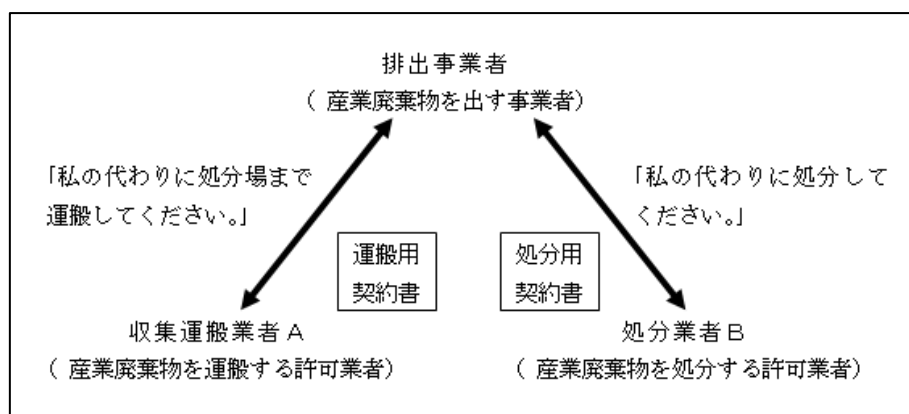


水銀廃棄物ガイドラインより引用

遵守事項 2. 委託基準の遵守 [法第 12 条第 5 項・7 項]

(1) 委託契約書の順守

産業廃棄物の委託処理(運搬、処分)を行う場合は、運搬用と処分用で 2 通りの委託契約書を作成して許可業者と契約する必要があります。



産業廃棄物処理の委託契約書には、法で記載事項が定められています。これらの対応は、すべて排出事業者の義務です。

- 収集・運搬用と処分用の2通りの委託契約書を作成して契約すること

※収集・運搬と処分の許可を両方持っている業者に収集・運搬から処分を委託する場合は一つでもよい

- 法定記載事項が全て記載されていること
- 許可証の写しを添付すること（許可の有効期限に注意）
- 契約書は契約終了日から5年間保存すること

【委託契約書の法定記載事項】

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集・運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	●	●
委託する産業廃棄物の数量	●	●
運搬の最終目的地	●	
処分又は再生の場所の所在地		●
処分又は再生の方法		●
処分又は再生の施設の処理能力		●
最終処分の場所の所在地		●
最終処分の方法		●
最終処分施設の処理能力		●
委託契約の有効期間	●	●
委託者が受託者に支払う料金	●	●
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	●	●
積替え又は保管（収集・運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	●	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	●	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許可等	●	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項	●	●
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	●	●
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	●	●
JIS C 0905 に規定する含有マークの表示に関する事項	●	●
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	●	●
水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	●	●
その他取扱う際に注意すべき事項	●	●
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記7項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	●	●
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	●	●
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	●	●

(2) 水銀使用製品産業廃棄物

委託契約書に水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合はその旨を記載してください。

WDS (Waste Data Sheet の略。廃棄物データシートのこと。右図参照。) などを用いて適正処理に必要な情報を受託者に伝えることが必要です (契約が継続中であっても、廃棄物の性状等に変更があるときは WDS を再発行するなど確実に必要な情報を伝達してください)。

なお、WDS の記入方法については、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインー WDS (Waste Data Sheet) ガイドライン ー」を参照してください。

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

廃棄物データシート (WDS)

＜表 面＞ 管理番号

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

1 排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	MSDSがある場合、CAS No.		
□ 分析表添付 (組成)	成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる物質も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 □ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 () ☐ 石炭含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 特別管理産業廃棄物 ☐ 引火性廃油 (有害) ☐ 強アルカリ (有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸 (有害) ☐ 強酸 (有害) ☐ 引火性廃油 (有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 腐蝕性 (有害) ☐ 廃アルカリ (有害) ☐ 強酸 (有害) ☐ POB等 ☐ 燃えがら (有害) ☐ ばいじん (有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油 (有害) ☐ 13号廃棄物 (有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石炭等 ☐ 汚泥 (有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△	アルミニウム () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロベンゼン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () テトラフルオロ () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () オートレンジ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () ジア化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質 (廃棄物処理法)	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における 汚濁副生成物 前駆物質	生成物質 (ホルムアルデヒド (健康影響により生成)) ☐ ヘキサメチレンテトラミン (HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン (DMH) ☐ NN-ジメチルアミン (DMA) ☐ トリメチルアミン (TMA) ☐ ネオペンチルトリジンアミン (TMED) ☐ NN-ジメチルエチルアミン (DMAE) ☐ ジメチルアミン/エタノール (DMAE) 生成物質 (クロロホルム (健康影響により生成)) ☐ アセチルアセトフェン ☐ 1,3-ジクロロベンゼン/ベンゼン/トルエン/キシレン ☐ 1,3,5-トリクロロベンゼン ☐ アセチルアセトフェン ☐ 2-アセチルアセトフェン 生成物質 (臭素酸 (オゾン処理により生成))、ジクロロクロロメタン、プロモクロロメタン、プロモホルム (健康影響により生成) ☐ 臭化物質 (カリウム等)		
8 その他含有物質 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△	☐ 分析表添付 (組成) 塩素 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭素 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

また、委託契約書とともに許可証の写しを保管することが義務付けられています。契約期間において許可を受けていることを確認するために、常に最新の許可証の写しを受領・保管してください (保存期間は5年間)。

(3) 処理能力の確認

産業廃棄物の処分を委託する場合は、事前に委託先の処分業者が、適正に処理できる能力を有するかどうかを確認することに努めてください。

★ポイント★

<確認のポイント>

- ① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること
- ② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

【実地確認チェック事項 (例)】

- ☐ 許可の内容と事業者の実態は一致しているか
- ☐ 契約書やマニフェストは適切に保管されているか
- ☐ 委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か
- ☐ 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか
- ☐ 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか
- ☐ 処理施設の周辺の環境に配慮をしているか

遵守事項3. マニフェスト管理 [法第12条の3]

産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければなりません。

(マニフェストは、原則として、廃棄物の種類ごとに作成することになっています。)

マニフェストには、紙と電子の2種類があります。紙マニフェストの場合は、複写式7枚綴りで、産業廃棄物とともに旅をし、最終的にこのうち3枚が排出事業者に戻ってくることになっています。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票											
交付年月日	2022年 6月 1日		交付番号	12345678901		受理番号	0002		交付場所	長野 新宿 太郎	
発出者 の 情報	氏名又は名称 新宿区役所					受入者 の 情報	名称 〇〇センター				
	住所 〒110-0001 電話番号 XX-XXXX-XXXX						所在地 〒XXX-XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX				
	東京都新宿区歌舞伎町1-4-1						東京都新宿区〇〇〇				
産業 廃棄物 の 情報	☒ 燃焼(清浄の産業系廃棄物) ☐ 燃焼(都市部清浄産業系廃棄物)					☐ 仮置(及び解体)					
	☒ 33100 金属くず ☐ 33100 金属屑 ☐ 33100 金属屑					☐ 33124 廃プラスチック ☐ 33125 廃プラスチック					
	☐ 33000 繊維 ☐ 33100 紙くず					☐ 33126 廃紙(有害) ☐ 33126 廃紙(有害)					
	☐ 34000 木材 ☐ 34100 木材くず					☐ 34124 廃木材(有害) ☐ 34124 廃木材(有害)					
	☐ 35000 皮革 ☐ 35100 皮革くず					☐ 35124 廃皮革(有害) ☐ 35124 廃皮革(有害)					
	☐ 36000 窯業・土石製品 ☐ 36100 窯業・土石製品					☐ 36124 廃セラミックス(有害) ☐ 36124 廃セラミックス(有害)					
	☐ 37000 紙くず ☐ 37100 紙くず					☐ 37124 廃紙(有害) ☐ 37124 廃紙(有害)					
	☐ 38000 プラスチック ☐ 38100 プラスチック					☐ 38124 廃プラスチック(有害) ☐ 38124 廃プラスチック(有害)					
	☐ 39000 金属くず ☐ 39100 金属屑					☐ 39124 廃金属(有害) ☐ 39124 廃金属(有害)					
	☐ 40000 廃液・汚泥 ☐ 40100 廃液・汚泥					☐ 40124 廃液・汚泥(有害) ☐ 40124 廃液・汚泥(有害)					
中間処理 業者の情報	☐ 処理場(中間処理)の氏名又は名称及び管理番号(交付番号・連絡番号)					☐ 運搬・積積					
	☐ 搬送施設のおお					☐ 水酸使用製品産業廃棄物 ☐ 水酸含有性ばいじん等 ☐ 石油系有害産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物					
最終処分 業者の情報	☐ 最終処分場の氏名又は名称及び管理番号(交付番号・連絡番号)					☐ 最終処分場の氏名又は名称及び管理番号(交付番号・連絡番号)					
	☐ 最終処分場のおお					☐ 最終処分場のおお					
運搬 の 状況	氏名又は名称 株△△運搬					受入 の 状況	名称 〇〇リサイクル株 千葉工場				
	住所 〒110-XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX						住所 〒110-XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX				
処分 状況	東京都△△市△△ 1234					千葉県△△市△△ 987					
	氏名又は名称 〇〇リサイクル株					氏名又は名称 〇〇リサイクル株					
処分 状況	住所 〒110-XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX					住所 〒110-XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX					
	東京都〇〇市××町1-1-1					千葉県〇〇市××町1-1-1					
運搬 の 状況	☐ 発出者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏名 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏名 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					
	☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏名 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏名 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					
運搬 の 状況	☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏名 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏数 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					
	☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏数 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					☐ 運搬者の氏名又は名称 ☐ 運搬担当者の氏数 ☐ 運搬方法 ☐ 運搬手段					

★ポイント★

水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合、マニフェストにその旨及びその数量を記載することが必要です。

また、引渡しの都度、水銀使用製品産業廃棄物が水銀回収の必要なものである場合は、その旨、水銀が使用されている部品・材料の部分等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。

水銀使用製品産業廃棄物のマニフェスト記入例

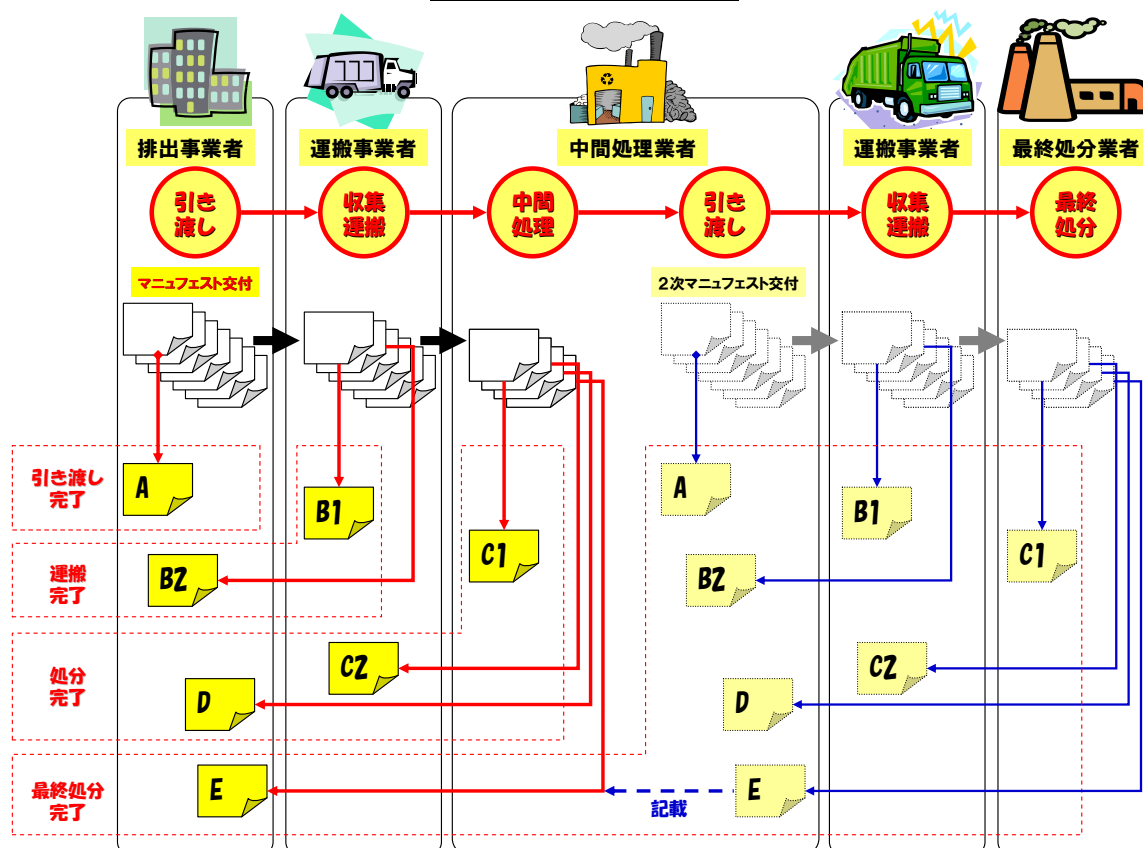
蛍光ランプ（ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類）（水銀使用製品産業廃棄物）／××kg

参考:「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「汚泥」、「ばいじん」などのような廃棄物の種類(品目)ではなく、各品目の限定条件を表す言葉です。例えば、石綿含有産業廃棄物(非飛散性 アスベスト)であるガラス陶磁器くずを、「ガラス陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)」と表示することと同じ扱いです。

東京都「水銀廃棄物の分類」資料より引用

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/suigin.files/H30_suigin.pdf

マニフェスト管理の流れ



マニフェスト（B 2 票、D 票、E 票）が戻ってきたら、内容を確認し、A 票と照合確認して、A 票とともに、法で定められた期間[5 年間]保存します（電子マニフェストの場合は、5 年保存は不要です）。

万が一、マニフェストが返却期限を過ぎても戻ってこない場合は、処理業者に対しての確認・指示・催促等によって処理の状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、所管の都道府県等に報告しなければなりません。

【マニフェストの返却期限】

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2 票 D 票	交付の日から 90 日以内	交付の日から 60 日以内
E 票	交付の日から 180 日以内	

また、毎年 6 月 30 日までに前年度の管理票（マニフェスト）の交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に記載し、都道府県知事に報告する必要があります。

（電子マニフェストにより交付した場合は、報告が不要です。）

電子マニフェストの使用が義務づけられているのは、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が 50 トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の処理を委託する事業者です。

罰則

違反内容	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却をした場合	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科
無許可業者への委託を行った場合	
措置命令に従わなかった場合	
廃棄物の保管基準が遵守できていない場合	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科
委託基準が遵守できていない場合	
改善命令に従わなかった場合	
マニフェストの不交付や未記載、虚偽記載をした場合	6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金
マニフェストの保存義務違反の場合	

項目名	ばい煙等の発生抑制	設備等
		冷温水発生機

適用法令

大気汚染防止法
東京都環境確保条例

概要

空調の熱源設備の一種で冷水や温水をつくり、各フロア・各室へ供給しています。一般的には地階等にある機械室に設置されていますが、小型のものであれば屋上や屋外に設置されているケースもあります。

冷温水発生機（例）



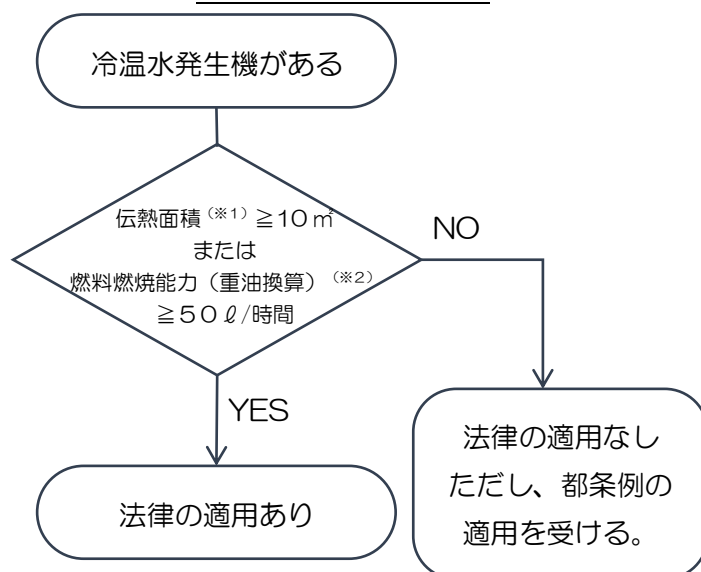
★ポイント★

燃料（重油・ガス等）を燃焼することで「ばい煙」が排出され、大気を汚染することになるため、「大気汚染防止法」の規制を受けます。

★ばい煙とは、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム、鉛など）を示す。

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

適用判断フローチャート



※1）伝熱面積とは、燃焼ガス等が触れる本体の面で、その裏側が水又は熱媒体に触れるものの面積のことです。伝熱面積の把握方法は以下のとおりです。（令和4年10月1日からボイラーの「伝熱面積」の規模要件が撤廃されます。）

※ 2) 燃料の燃焼能力の重油換算方法は以下のとおりです。

■ 液体燃料の場合（例：重油）

$$\text{重油換算量 (ℓ/h)} = \text{液体燃料の燃料消費量 (ℓ/h)}$$

■ 気体燃料の場合（例：都市ガス）

$$\text{重油換算量 (ℓ/h)} = \text{気体燃料の燃料消費量 (m}^3\text{/h)} \times 0.625$$

★ポイント★

<伝熱面積の把握方法>

①プレートを確認する。

冷温水発生機に貼付されているプレートに「伝熱面積」が記載されているケースがあります。



②取扱説明書・竣工図面を確認する。

取扱説明書や竣工図面（設備図面）に「伝熱面積」が記載されています。

①②で分からない場合は、メーカーに問い合わせてください。

<燃料消費量の把握方法>

伝熱面積の把握方法と同様です。

✓チェック		
伝熱面積	燃料の種類	燃料燃焼能力（重油換算）
m ²		ℓ/h

遵守事項

遵守事項 1. 都道府県知事への事前届出（設置届、変更届）【法第 5 条・7 条】

冷温水発生機を設置（変更）する場合は、工事着手の 60 日前までに「ばい煙発生施設設置（変更）届出書」を都道府県知事に提出してください。

✓チェック			
設置（変更）届書の提出日	年	月	日

遵守事項 2. ばい煙の測定及び記録の保管【法第 14 条】

冷温水発生機から排出されるばい煙を定期的に測定する必要があります。通常は専門業者に測定を委託しており、測定頻度は以下のとおりです。また、測定記録を都道府県知事等へ報告する義務はありませんが、3 年間保管する必要があります。

測定物質	条件		測定頻度（回数）
硫黄酸化物の量	硫黄酸化物の量 10m ³ /h 以上		2 ヶ月に 1 回以上
ばいじんの濃度	ガスを専焼させる場合		5 年に 1 回以上
	上記以外	排出ガス量: 4 万 m ³ /h 以上	2 ヶ月に 1 回以上
		排出ガス量: 4 万 m ³ /h 未満	年 2 回以上
窒素酸化物の濃度	排出ガス量: 4 万 m ³ /h 以上		2 ヶ月に 1 回以上
	排出ガス量: 4 万 m ³ /h 未満		年 2 回以上

✓チェック	
測定頻度	回以上

遵守事項 3. 排出基準の遵守【法第 3 条・12 条】

委託業者からの測定結果報告書を見て、排出基準が適切か、測定結果が排出基準を超えていないか確認する必要があります。

✓チェック		
ばいじんの排出基準値	硫黄酸化物の排出基準値	窒素酸化物の排出基準値
g/m ³ _N	m ³ _N /h	ppm

(1) ばいじん

燃焼形式	規模	一般排出基準 (g/m ³ _N)		特別排出基準 (g/m ³ _N)
	排出ガス量 (万 m ³ _N /h)	S46.6.23 以前に設置又は着 工した施設	S46.6.24 から S57.5.31 まで に着工した施設	S57.6.1 以降 に着工した施設
ガス専焼	4 以上	0.05		0.03
	4 未満	0.10		0.05
液体専焼 (重油、灯油等)	20 以上	0.05	0.05	0.04
	4～20	0.15	0.05	0.05
	1～4	0.25	0.20	0.15
	1 未満	0.30	0.20	

注 1) 伝熱面積が 10 平方メートル未満の場合は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。

注 2) アンダーラインは東京都環境確保条例による上乗せ基準です。

(2) 硫黄酸化物

次の式により算出した硫黄酸化物の量

$$q(\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}) = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

注 1) K は地域ごとに定められた値 (K=1.17～17.5)

注 2) He とは有効煙突高さ (単位：メートル)

(3) 窒素酸化物

【法律】

【注】

燃焼形式	規模	排出基準値（ppm）						
	排出ガス量 (万 m ³ _N /h)	S48.8.9 以前に設置	S48.8.10～ S50.12.9	S50.12.10～ S52.6.17	S52.6.18～ S52.9.9	S52.9.10～ S58.9.9	S58.9.10～ S62.3.31	S62.4.1 以降 に設置
ガス専焼	50 以上	130		100	60			
	10～50	130		100				
	4～10	130			100			
	1～4	150		130				
	1 未満	150						
液体専焼	50 以上	180		150	130			
	4～50	190	180	150				
	1～4	230		150				
	1 未満	250			180			

注) 伝熱面積が 10 平方メートル未満の場合は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。

【環境確保条例】

使用燃料	規模の区分	適用日	排出基準 (ppm)
ガス	燃料の燃焼能力が 重油換算 100 ℓ / 時以上	H3.3.14 までに設置	80
		H3.3.15 以降に設置	45
	燃料の燃焼能力が 重油換算 100 ℓ / 時未満	H3.3.14 までに設置	85
		H3.3.15 以降に設置	45
液体	燃料の燃焼能力が 重油換算 100 ℓ / 時以上	H3.3.14 までに設置	90
		H3.3.15～H13.3.31 に設置	65
		H13.4.1 以降に設置	50
	燃料の燃焼能力が 重油換算 100 ℓ / 時未満	H3.3.14 までに設置	100
		H3.3.15 以降に設置	65

罰則

違反内容	罰則
ばい煙発生施設等の設置の届出や構造等の変更の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
排出基準に適合しないばい煙を排出した場合	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
ばい煙量等の測定結果の記録を怠ったり、虚偽の記録をしたり、又は記録を保存しなかった場合	30 万円以下の罰金

関連用語

〔ばい煙〕

…硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム、鉛など）

※冷温水発生機は、ばい煙発生施設に分類される。

〔ばいじん〕

…すすや燃えかすの固体粒子状物質のこと（煤塵）。

燃焼以外から発生する固体粒子は、法的には「粉じん」として区別する。

降下ばいじんは 10μm 程度かあるいはそれ以上で、比較的粒子が大きい。

参考） 粒径が 10μm 以下のものは、『浮遊粒子状物質』といい、呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすと考えられている。年平均 100mg/m³ になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることなどが知られている。

[伝熱面積]

…燃焼ガス等が触れる本体の面で、その裏側が水又は熱媒体に触れるものの面積のこと。

[燃焼能力]

…ばい煙発生施設で使用する燃料ごとに定められている。

燃焼するガスや固形燃料の場合、一時間当たりの燃料消費量を重油換算したもの。

[竣工図面]

…工事中に発生した設計変更などをもとに設計図を修正し、実際に竣工した建物を正確に表した図面のこと。

[専焼]

…ボイラーなどで、特定の燃料のみを使用すること。

[排出ガス量 (m³N/h)]

… 1 時間当たりの 0℃、1 気圧の状態（標準状態）のガス排出量

[硫黄酸化物]

…硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄 (SO)、三酸化二硫黄 (S₂O₃)、二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)、七酸化二硫黄 (S₂O₇)、四酸化硫黄 (SO₄) などがある。一般的に SO_x（ソックス）という。

[窒素酸化物]

…窒素の酸化物の総称。一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、一酸化二窒素 (N₂O)、三酸化二窒素 (N₂O₃)、五酸化二窒素 (N₂O₅) などが含まれる。一般的に NO_x（ノックス）という。

[有効煙突高]

…実際の煙突の排出口の高さではなく補正された排出口の高さのことで、排煙が大気中を上昇し、最終的に到達する煙軸の高さ。排煙は、煙突から出た後も上昇し、周辺の空気と混ざることによって上昇力を弱め、最高到達高度に達する。この最高到達高度のことをいう。

項目名	騒音の管理	設備等
		冷却塔・空調機（AHU）・送風機

適用法令

騒音規制法

概要

冷却塔

冷温水発生機は、空調の熱源設備の一種で冷水や温水をつくり、各フロア・各室へ供給しています。冷水をつくる際に必要となるのが「冷却塔」です。

冷却塔（例）



★ポイント★

冷却塔には、送風機が内蔵されており、送風機のファンが回転することで騒音が発生するため「騒音規制法」の規制を受けます。

空調機（エアハンドリングユニット（AHU））

冷温水発生機から送られてくる冷水や温水を熱交換して冷風や温風をつくる設備です。つくられた冷風や温風は専用のダクトで各室に送られます。

空調機（例）



★ポイント★

空気を送り出す際に送風機（ファン）が回転することで騒音が発生するため、「騒音規制法」の規制を受けます。

送風機

送風機とは、気体を吸込み、吸込んだ気体の圧力を上昇させて、吐出し口から吐出す装置のことで、建物内の空気の換気等に用いられます。

送風機（例）

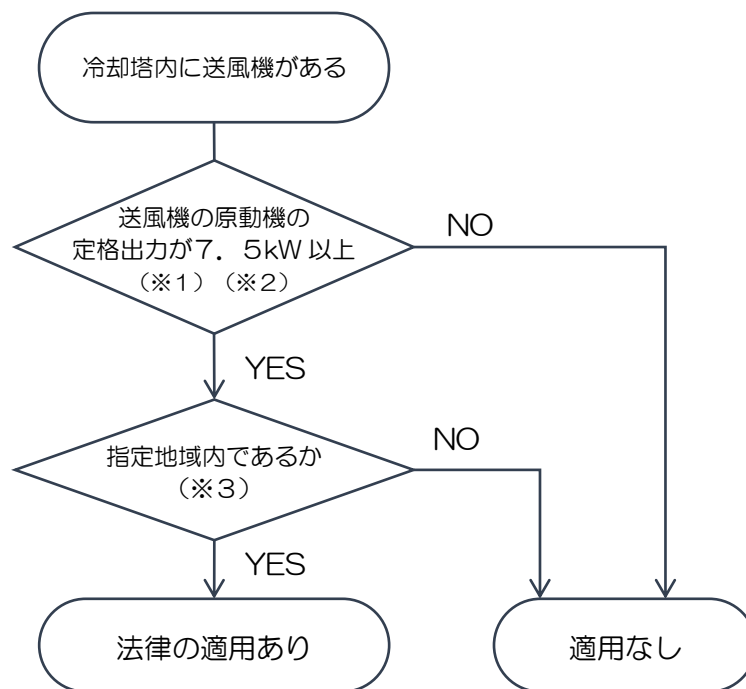


★ポイント★

送風機のファンが回転することで騒音が発生するため「騒音規制法」の適用を受けます。

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

適用判断フローチャート



※1) 定格出力とは、原動機などの機器類が、指定された条件下で安全に達成できる最大の出力のことです。

※2) 騒音規制法における「空気圧縮機」及び振動規制法における「圧縮機」について、一定の限度を超える大きさの騒音が発生しないものとして環境大臣が指定するものを除きます。（令和4年12月1日より）

※3) 指定地域は以下のとおりです。

第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 第1特別地域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域

✓チェック
☐ 指定地域内
☐ 指定地域外

★ポイント★

＜定格出力の把握方法＞

①プレートを確認する。

冷却塔・空調機・送風機に貼付されているプレートに「定格出力」が記載されているケースがあります。

冷却塔

型 式	QT-H150B	耐 震	14.71	m/s ²
製造番号	RSR14-0837	製造年月	1.2015	
冷却能力	937	kW	循環水量	2493 Q/min
入口水温	37.5	出口水温	32	乾球湿球温度 27 °C
電源	3相 200	V 50	Hz	電動機 5.5kW 1台
ベアリングNo.グーリー製 UCF-210 ファン製 UCF-209 ベルトサイズ B-145				

空調機

形式・品番	形式	品番	製造番号	製造年
風 量	m ³ /h	機外静圧	mmH ₂ O	
送風機	出力 2.2 kW	回転数	r.p.m	
電動機	出力 2.2 kW	相	極	Hz
コイル	形式	用途	通過面風速	m/s
冷却能力	kcal/h	加熱能力	kcal/h	
入口空気	08°C	入口空気	08°C	08°C
出口空気	08°C	出口空気	08°C	08°C
水入口温度	°C	水入口温度	°C	
水 量	l/min	水 量	l/min	蒸気量
コイル試験圧力	kgf/cm ² G	有効加温量	kg/h	
製造年月		重 量	kg	

送風機

NO. 5 P A C F A N	
TYPE	F A S
RPM	500
TEMP.	20 °C
MFG. NO.	100210978
DATE	1993
CAPACITY	44305 m ³ /min
PRESSURE	70 mmHg
MOTOR	5.5 kW
POLE	4
VOLTS	200
HERTZ	50
AMP'S	22

✓チェック

定格出力 kW

②取扱説明書・竣工図面を確認する。

取扱説明書や竣工図面（設備図面）に「定格出力」が記載されています。

①②で分からない場合は、メーカーに問い合わせてください。

遵守事項

遵守事項 1. 市町村長への事前届出（設置届、変更届）〔法第 6 条・8 条〕

冷却塔を設置（又は変更）する場合は、工事着手の 30 日前までに「特定施設設置届出書」（又は「特定施設の種類ごとの数変更届出書）」を市町村長に提出してください

✓チェック			
設置（変更）届書の提出日	年	月	日

遵守事項 2. 騒音の規制基準の遵守〔法第 5 条〕

特定工場等に係る規制基準を遵守してください。

【騒音規制法の特定工場等に係る規制基準】

（法第 4 条、第 5 条、昭和 44 年 2 月 20 日都告示第 157 号）

単位：デシベル

区 域 の 区 分		敷地の境界における音量			
	あてはめ地域	時 間 の 区 分			
		6 時 朝	8 昼間	19 夕	23 夜間
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 ↓				
	第 2 種低層住居専用地域 ↓				
第 2 種区域	AA 地域（清瀬市松山 3 丁目、竹丘 1 丁目及び 3 丁目の一部） ↓	40	45	40	40
	第 1 種中高層住居専用地域 ↓ （第 1 種区域を除く。） ↓				
第 3 種区域	第 2 種中高層住居専用地域 ↓ （第 1 種区域を除く。） ↓				
	第 1 種住居地域 ↓	45	50	45	45
第 4 種区域	第 2 種住居地域 ↓				
	準住居地域 ↓				
第 5 種区域	※ 第 1 特別地域 ↓				
	用途地域の定めのない地域 ↓			20 時	
第 6 種区域	近隣商業地域 ↓				
	商業地域 ↓	55	60	55	50
第 7 種区域	準工業地域 ↓				
	※ 第 2 特別地域 ↓				
第 8 種区域	工業地域 ↓	60	70	60	55

ただし、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内（第 1 特別区域、第 2 特別区域及び第 3 特別区域を除く）における当該基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。

罰則

違反内容	罰則
設置届を提出しなかった場合	5 万円以下の罰金
変更届を提出しなかった場合	10 万円以下の過料

関連用語

[定格出力]

…原動機などの機器類が、指定された条件下で安全に達成できる最大の出力のこと。

項目名	家電の処分	設備等
		エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機

適用法令

家電リサイクル法

概要

家電リサイクル法は、家庭用として製造・販売されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の4品目が対象です。

専ら業務用として製造・販売されたものを家庭用として使用していても対象外となります。逆に、家庭用として製造・販売されたものを業務用として使用していた場合は対象となります。

エアコン

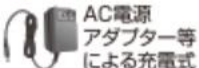
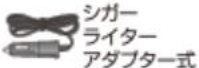
家電リサイクル法の対象品

○ 対象	× 対象外
壁掛け形のセパレート形 壁掛け形のガスヒーターエアコン 壁掛け形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等) 室外機 マルチエアコン (室内機は壁掛け形、床置き形が対象、その他の室内機は対象外。全ての室内機が対象外の場合は、室外機やリモコンも対象外。) 室外機 ウィンド形 床置き形のセパレート形 床置き形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等) 室外機 上記以外の付属品の取扱い ①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ②室内機用の取付金具 ③一体型の純正据付部材 ④商品同梱の工事部材	天井埋め込み形のエアコン 壁埋め込み形のエアコン 天吊り形セパレート形 業務用エアコン ※ 上記以外の付属品の取扱い ①リモコン用電池 ②別売りのドレンパイプ、配管パイプ及び配管カバー(スリムダクト等)などの工事部材 ③室外機の置き台及び屋根 ④取扱説明書等の印刷物 ⑤冷風機、冷風扇、ウィンドファン、除湿機等 ⑥ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニット(エアコンではありません)

テレビ

家電リサイクル法の対象となるのは、ブラウン管式テレビ及び液晶・プラズマ式テレビとその付属品（リモコン等）です。

家電リサイクル法の対象品

○ 対 象	× 対象外
ブラウン管式テレビ ■ 大小区分なし…………… 品目・料金区分コード:20 ■ 小/画面サイズ 15型以下… 品目・料金区分コード:21 ■ 大/画面サイズ 16型以上… 品目・料金区分コード:22  ブラウン管式テレビ  ブラウン管式VTR内蔵テレビ  ラジカセー一体型も含む 液晶・プラズマ式テレビ ■ 大小区分なし…………… 品目・料金区分コード:50 ■ 小/画面サイズ 15型以下… 品目・料金区分コード:51 ■ 大/画面サイズ 16型以上… 品目・料金区分コード:52  液晶・プラズマ式テレビ  液晶・プラズマ式HDD・DVD等内蔵テレビ  チューナー分離型テレビ 上記以外の付属品の取扱い ①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ②着脱式付属専用スピーカー ③外付のコインボックスを取り外したテレビ本体	 ディスプレイモニター(チューナー無し)  パソコン用ディスプレイモニター(注1)(チューナー付きを含む)  プロジェクションテレビ 電源として一次電池又は蓄電池を使用する液晶テレビ、及び車載用液晶テレビ  携帯用液晶テレビ  電池式  AC電源アダプター等による充電式  車載用液晶テレビ  シガーライターアダプター式  建築物に組み込むことができるように設計された液晶式テレビ 業務用テレビ ※ 上記以外の付属品の取扱い ①リモコン用電池 ②テレビ台 ③取扱説明書等の印刷物 ④病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ (注1)パソコンモニターはパソコンリサイクルの扱いとなります。詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 http://www.pc3r.jp/ ホームページをご覧にならない場合のお問合せ先 ☎03-5282-7685

冷蔵庫・冷凍庫

家電リサイクル法の対象品

○ 対象	× 対象外
■ 大小区分なし……………品目・料金区分コード:30 ■ 小/全定格内容積 170L以下…品目・料金区分コード:31 ■ 大/全定格内容積 171L以上…品目・料金区分コード:32 冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 ワイン庫 (ワインセラー) 保冷庫・冷温庫(注2) 冷却や制氷に電気を使用するものに限りません。(ガス等の併用も含む) (注2)冷温庫は温める機能が有りますが、対象品に含まれます。 冷凍庫 チェスト形 アップライト形 引き出し形 上記以外の付属品の取扱い ①商品同梱の付属品(製氷皿、棚、野菜カゴ等) ②吸収式冷蔵庫(冷媒にアンモニアを使用) ③ペルチェ素子方式冷蔵庫(一部メーカーでは「電子冷蔵庫」)	業務用保冷庫 保冷米びつ ショーケース (店舗用) 冷凍ストッカー (店舗用) 業務用冷蔵庫・冷凍庫 ※ 上記以外の付属品の取扱い ①取扱説明書等の印刷物 ②ホテル用システム冷蔵庫(課金式) ③冷水機 ④製氷機

洗濯機・乾燥機

家電リサイクル法の対象となるのは、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、2槽式洗濯機、衣類乾燥機です。衣類乾燥機能付き布団乾燥機等及び業務用洗濯機・衣類乾燥機は対象になりません。

家電リサイクル法の対象品

○ 対象	× 対象外
洗濯乾燥機 全自動洗濯機 2槽式洗濯機 衣類乾燥機 ・電気衣類乾燥機(ドラム式) ・ガス衣類乾燥機 上記以外の付属品の取扱い ①商品同梱の付属品(洗濯カゴ等) ②外付のコインボックスを取り外した洗濯機・衣類乾燥機	衣類乾燥機能付き布団乾燥機 衣類乾燥機能付きハンガー掛け ・衣類乾燥機能付き換気扇 ・衣類乾燥機能付き除湿器 ・衣類乾燥機能付きハンガー 業務用洗濯機・衣類乾燥機 ※ 上記以外の付属品の取扱い ①取扱説明書等の印刷物 ②コインランドリー等で使用のコインボックス 内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 ③脱水機 ④衣類乾燥機置き台

※家電リサイクル法では、対象機器は家庭用として製造・販売されて、通常、家庭で使用されているものです。専ら業務用として製造・販売されているものを家庭用として使用していても対象外となります。逆に、家庭用機器を業務用として使用していた場合は対象となります。

出典：(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターHP

遵守事項

遵守事項 1. 小売業者（家電販売業者）等への引き渡し【法第 6 条】

該当する設備機器を廃棄する場合は、小売業者（家電販売業者）等へ引き渡してください。その際に、家電リサイクル券の写しを受け取ってください。

遵守事項 2. リサイクル料金の支払い【法第 6 条】

該当する設備機器を小売業者に引き渡す際は、リサイクル料金を支払ってください。リサイクル料金は、メーカー・品目ごとに設定されています。

＜リサイクル料金一覧＞

((一財) 家電製品協会家電リサイクル券センター)

https://www.rkc.aeha.or.jp/recycle_price.html

なお、廃棄する設備機器の運搬も依頼する場合は、その料金も支払ってください。
運搬料金は、小売業者（家電販売業者）が設定します。

罰則

違反内容	罰則
小売業者等へ引き渡さず、不法投棄をした場合 ※不法投棄をした場合は、廃棄物処理法に基づき罰せられます。	5 年以下の懲役若しくは、1 千万円以下の罰金又は併科

項目名	排水の適正処理	設備等
		下水道

適用法令

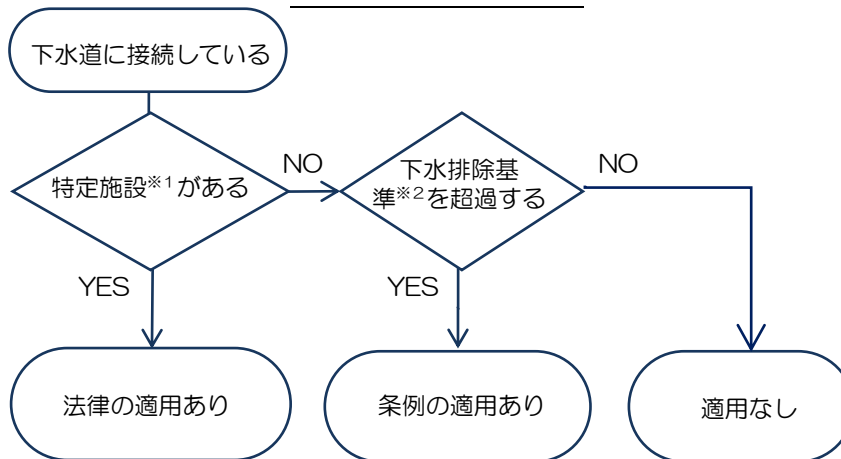
下水道法

概要

排水設備には、地下排水槽（ビルピット）及び排水ポンプがあります。各階・各室から排出される汚れた水を一時的に地下排水槽に溜め、排水ポンプでくみあげて、私設及び公共ますを通して下水道管に流しています。公共水域の水質保全と下水道施設の保護のため、「下水道法」の適用を受けます。

適用判断 すべての課・施設で確認してください。

適用判断フローチャート



※ 1「特定施設」…排水の水質規制が必要な施設として指定された施設

下水道法における特定施設（一部抜粋）

施設区分	名称
水質汚濁防止法に規定する特定施設	し尿処理施設（処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
	洗浄施設
	一般廃棄物処理施設
	下水道終末処理施設 など
ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設（廃ガス洗浄施設・湿式集塵じん施設）
	下水道終末処理施設
	など

※ 2「下水排除基準」…下水から排出することができる水質基準

下水排除基準（環境項目）

項 目		許容限度
生物化学的酸素要求量(BOD)		600mg/L未満
浮遊物質質量(SS)		600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下
	動植物油	30mg/L以下
窒素		120mg/L未満
燐		16mg/L未満
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
温度		45℃未満
沃素消費量		220mg/L未満
銅		3mg/L以下
亜鉛		2mg/L以下
フェノール類		5mg/L以下
鉄(溶解性)		10mg/L以下
マンガン(溶解性)		10mg/L以下

※排水量 50 m³以上、50 m³以下は同値

フェノール類、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）は、50 m³以下で許容限度なし

下水排除基準（有害物質項目）

項 目		許容限度
カドミウム		0.03mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機燐		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
砒素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	河川が放流先	10mg/L以下
	海域が放流先	230mg/L以下
ふつ素及びその化合物	河川が放流先	8mg/L以下
	海域が放流先	15mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下

遵守事項

遵守事項 1. 使用開始等の届出〔法第 12 条 1・3・4〕

公共下水道を使用する場合は、「公共下水道使用開始届」を公共下水道管理者に提出してください。
届出に係る下水の量、及び水質に変更があるときも同様です。

✓チェック		
使用開始（変更）届出書の提出日	年	月 日

遵守事項 2. 特定施設の設置（構造等の変更）の届出〔法第 11 条 2〕

特定施設を設置する場合は、設置工事着工予定日の 60 日前まで「特定施設設置届出書」を公共下水道管理者に提出してください。

また、特定施設の構造、使用法、汚水処理の方法、下水の量、及び水質を変更する場合は、特定施設の構造等変更工事着工予定日の 60 日前までに「特定施設の構造等変更届出書」を公共下水道管理者に提出してください。

✓チェック		
設置（変更）届出書の提出日	年	月 日

遵守事項 3. 除害施設の設置〔法第 12 条 1・11〕

以下の水質基準を超える下水を排出する場合は、除害施設（油水分離槽、沈殿槽、pH 調整槽など）を設置する必要があります。

除害施設の設置を必要とする水質基準（環境項目一部抜粋）

項 目		許容限度
生物化学的酸素要求量(BOD)		600mg/L未満
浮遊物質(SS)		600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下
	動植物油	30mg/L以下
窒素		120mg/L未満
磷		16mg/L未満
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
温度		45℃未満
沃素消費量		220mg/L未満

※排水量 50 m³以上の水濁法における特定施設の場合

★ポイント

東京都下水道条例で定める基準値を確認してください。

東京都下水道局 HP :

(<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp>)

除害施設の設置を必要とする水質基準（有害物質項目一部抜粋）

項 目		許容限度
カドミウム		0.03mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機燐		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
砒素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	河川等放流先	10mg/L以下
	海域等放流先	230mg/L以下
ふっ素及びその化合物	河川等放流先	8mg/L以下
	海域等放流先	15mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下

※排水量 50 m³以上の水濁法における特定施設の場合

遵守事項 4. 水質管理責任者の届出 [法第 12 条 1・3・4]

特定施設及び除害施設を設置している場合は、水質管理責任者を選任し、下水道管理者に届出を提出してください。

遵守事項 5. 水質の測定及び記録の保管 [法第 12 条 12、第 13 条]

特定施設から排出される下水の水質を定期的に測定する必要があります。通常は専門業者に測定を委託しており、測定頻度は以下のとおりです。また、測定記録を都道府県知事等へ報告する義務はありませんが、5 年間保管する必要があります。

水質の測定回数

水質の項目	測定の回数
生物化学的酸素要求量(BOD)	14 日を超えない排水の期間ごとに1 回以上
温度 水素イオン濃度(pH)	排水の期間中1 日 1 回以上
ダイオキシン類	1 年を超えない排水の期間ごとに1 回以上
その他測定項目	7 日を超えない排水の期間ごとに1 回以上

遵守事項 6. 下水排除基準の遵守 [法第 8 条]

委託業者からの測定結果報告書を見て、測定結果が下水排除基準を超えていないか確認する必要があります。

下水の主な排出基準（一部抜粋）

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ 以下
シアン化合物	1mg/ℓ 以下
有機燐化合物	1mg/ℓ 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ 以下
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	0.003mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.02mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ 以下

★ポイント★

下水排除基準の詳細は東京都下水道条例で確認してください。

東京都下水道局 HP : (<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

遵守事項 7. 事故時の措置（届出）

健康被害又は生活環境に被害を生じるおそれがある物質又は油を含む下水が下水道に流入する事故が発生した場合、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに応急措置の概要を下水道管理者への届出を行ってください。

罰則

違反内容	罰則
公共下水道、流域下水道、都市下水路の損壊など、施設の機能に障害を与えた場合	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
公共下水道、流域下水道、都市下水路等の施設の操作及び下水の排除を妨害した場合	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者、都市下水道管理者の下水排水計画の変更命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
下水排出基準に適合しない汚水を排出した場合（※） 事故時の措置命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金
特定施設等の設置の届出や構造等の変更の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
特定施設の使用の開始の届出、若しくは特定施設から汚水を排除し、公共下水道に排水する等の設置の届出や構造等の変更の規定の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合、 特定施設から排水される水質の測定記録をせず、虚偽の記録をした場合、 排水設備等の検査を拒み、妨げ、忌避した場合、 環境大臣又は都道府県知事に終末処理場の維持管理に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
特定施設の使用の氏名の変更及び譲渡に伴う手続の際、規定の届出をせず又は虚偽の報告をした場合	10万円以下の罰金

関連用語

[除害施設]

…油水分離槽、グリーストラップ、沈殿槽、pH調整槽、凝集沈殿槽など、汚れた排水を一時的に貯留し、基準値以下まで水質を調整する装置。

項目名	自動車・駐車場の管理	設備等
		自動車・駐車場

適用法令

自動車リサイクル法、東京都環境確保条例

関連用語

自動車リサイクル法の対象となるクルマは、以下に挙げるものを除く基本的にすべてのクルマ（トラック・バスなどの大型車、特種自動車（いわゆる 8 ナンバー車）も含む）となっています。

＜対象外となるクルマ＞

- 被けん引車
- 二輪車（原動機付自転車、側車付きのものも含む）
- 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- その他農業機械、林業機械、スノーモービル等

遵守事項（自動車リサイクル法）

遵守事項 1. リサイクル料金の支払い【法第 5 条】

自動車の購入時にはリサイクル料金を支払い、預託証明書（リサイクル券）を受け取ってください。
預託証明書は、廃車時に必要となるため、車検証とともに保管してください。

預託証明書（リサイクル券）

〔A券〕 預託証明書（リサイクル券） （車両種）		＜料金欄＞	
リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	シュレッダーダスト料金	¥
車台番号	△△△-XXXXXXXXXX	エアバック類料金	¥
車名	○○○○	フロン類料金	*****
		情報管理料金	¥
		預託金額合計	¥

財団法人
自動車リサイクル促進センター
0000年 0月 0日 発行
事務処理番号：0-0000000000<05>

※本券〔A券〕は車両種記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

遵守事項 2. 引取業者への引渡し【法第 5 条】

自動車を廃棄する時は、知事の登録を受けた引取業者に引き渡し、「使用済自動車引取証明書」を受け取ってください。

使用済自動車引取証明書

〔B券〕 使用済自動車引取証明書		引取日： 年 月 日	
リサイクル券番号 （移動報告番号）	XXXX-XXXX-XXXX	<引渡者> 氏名・名称	
車台番号	△△△-XXXXXXXXXX	<引取業者> 登録番号	
車名	○○○○	氏名・名称	印
預託金額	¥ (消費税込み)	事業所名称	
※本券〔B券〕は使用済自動車の再資源化率に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。		所在地	
		TEL	

遵守事項（東京都環境確保条例）

遵守事項 1. 指定作業場の設置・変更の届出 [条例第 89 条、第 90 条]

自動車等の収容能力が 20 台以上の駐車場（指定作業場）を設置する場合は、次の事項を事前（設置する 30 日前まで）に知事に届け出てください。

- ①氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②指定作業場の名称及び所在地
- ③指定作業場の種類及び作業の方法
- ④建物又は施設の構造又は配置
- ⑤公害防止の方法
- ⑥自動車の出入口が接する道路の幅員
- ⑦その他、知事が必要と認める事項

上記①②を変更した時は、変更した日から 30 日以内に、③④⑤を変更するときは、変更工事に着手する 30 日前までに知事に変更届を提出してください。

遵守事項 2. 規制基準の遵守 [条例第 68 条]

騒音等の規制基準を遵守してください。

遵守事項 3. アイドリングストップの周知 [条例第 54 条]

アイドリングストップの看板の設置等により、駐車場の利用者に周知してください。

罰則

違反内容	罰則
設置届を提出しなかった場合	5 万円以下の罰金

改訂履歴

改版 版数	策定・改訂 年 月 日	改 訂 内 容
第 1 版	令和 6 年 4 月 1 日	第 1 版を策定
第 1 版 (時点修正版)	令和 6 年 6 月 27 日	第 1 版（令和 6 年 6 月修正）を策定 ・「業務用フロン使用機器の管理」について、簡易点検の方法（例）の表を追加 ・「毒物・劇物の管理」及び「危険物・少量危険物の管理」について、一部の条文を追加 ・「廃棄物の処理」について、「委託契約書の法定記載事項」の表を追加